

給与に関する報告及び勧告

令和 5 年 10 月

横浜市人事委員会



人 調 第 5 5 3 号

令和 5 年 10 月 12 日

横浜市会議長 瀬之間 康 浩 様
横浜市 長 山 中 竹 春 様

横浜市人事委員会委員長 水地 啓子

本委員会は、地方公務員法第 8 条、第 14 条及び第 26 条の規定に基づき、一般職の職員の給与に関して、別紙第 1 のとおり報告し、併せて別紙第 2 のとおり勧告します。

また、同法第 8 条の規定に基づき、本市の人事給与制度等に関して、別紙第 3 のとおり報告します。

目 次

別紙第 1

(ページ)

職員の給与に関する報告	1
1 職員給与と民間給与の調査	2
2 職員給与と民間給与の比較	3
3 国家公務員の給与	5
4 給与改定に関する考え方	5
(参考) 人事院勧告の骨子	7

別紙第 2

(ページ)

勧告	9
----	---

別紙第 3

(ページ)

人事給与制度等に関する報告	23
1 人材の確保及び育成	23
(1) 人材の確保	23
(2) 多様な成長機会を通じた人材の育成	24
2 全ての職員が持てる力を発揮できる職場づくり	25
(1) 女性職員の活躍推進	25
(2) 様々な世代の職員が能力を存分に発揮できる職場づくり	26
(3) 障害のある職員の活躍推進	26
(4) 会計年度任用職員に関する制度	27
3 心身ともに健康で働きやすい職場づくり	27
(1) 長時間労働の是正	27
(2) 職員の心身の健康の確保	28
(3) ハラスメントの防止	29
4 柔軟な働き方が可能な職場づくり	29
(1) 仕事と育児の両立支援	29
(2) テレワークの推進	31
(3) 柔軟な働き方に対応した制度等	31
むすびに	32

職員の給与に関する報告

本市職員の給与の決定については、市民及び職員の理解と納得を得る必要があることから、本委員会が、本市職員の給与と市内民間企業従業員の給与について、主な給与決定要素である職種、役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させることで精確な比較を行い、民間給与の水準と均衡させることを基本に、必要な勧告等を行ってきた。

地方公務員法に基づく給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されていることの代償措置としての機能を有するものであり、この勧告に基づき職員給与が決定されることで、職員給与を社会一般の情勢に適応した適正な水準とすることができると考える。

本委員会は、このような考え方にに基づき、職員給与と民間給与との比較をはじめ給与決定の基礎となる諸条件の調査を行った上で、本市職員の給与に関する報告を行うものである。

1 職員給与と民間給与の調査

(1) 職員給与の実態調査

本委員会は、本年4月1日現在における本市職員の給与等の実態を把握するため、「横浜市職員給与等実態調査」を実施した。

調査対象は、一般職の職員（技能職員、企業局職員、会計年度任用職員及び休職者等を除く。）33,121人である。

調査項目は、本市職員の給料月額及び諸手当の支給状況等である。

[調査結果：参考資料第1表～6表（42～67頁）]

(2) 民間給与の実態調査

本委員会は、市内民間企業従業員の給与等の実態を把握するため、人事院等と共同して「職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査は、全国統一の内容及び方法で行うものであり、調査対象は、市内民間事業所のうち、次表の調査対象産業に分類された、正規の従業員数が企業全体で50人以上、かつ、支店等の事業所単位の50人以上の民間事業所である。

本年の本市における調査対象事業所数は1,467事業所であり、これらを産業、企業規模、本店・支店の別の条件でグループ化し、各グループの中から無作為に抽出した291事業所について調査を実施した（層化無作為抽出法）。

調査項目は、次表の調査対象職種（76職種）に従事する者の4月分の給与月額、初任給月額、特別給（賞与等）及び諸手当の支給状況等である。

[調査結果：参考資料第7表～16表（71～84頁）]

《調査対象産業等一覧》

項目	内容
調査対象産業 (1,467事業所)	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業、政治・経済・文化団体、その他のサービス業）
調査対象職種 (76職種)	事務・技術（支店長、工場長、部長、課長、係長、係員その他）、技能・労務（守衛その他）、教育（大学教授、高等学校教諭その他）、研究（研究員その他）、医療（医師、看護師その他医療技術職）等
調査実人員	12,991人

2 職員給与と民間給与の比較

(1) 給与月額

職員給与については、行政職員給料表が適用されている職員のうち、医療技術・看護職員及び指導主事等を除いた事務・技術関係職員を対象とした。民間給与については、これと類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員の4月分の給与月額を用いた。

その上で、主な給与決定要素である職種、役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させるラスパイレス方式により、職員給与（給料、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当）と民間給与（所定内給与月額から通勤手当額を除いた額）の比較を行った。

具体的には、個々の本市職員に対し、給与決定要素を同じくする市内民間事業所従業員の平均給与額を支給した場合の給与総額と、現に職員に支払った給与総額とを算出した上で、一人当たりどの程度の差があるかを比較した。

その結果、次のとおり、職員給与が民間給与を4,027円（1.04%）下回っている。

本市職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 (A) - (B) $\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \right]$
390,605円	386,578円	4,027円 (1.04%)

(注) 別途「初任給」の調査を行っているため、給与の比較には、本市・民間ともに新卒採用者の給与は含まれていない。

(2) 特別給

市内民間事業所における昨年8月から本年7月までの1年間の特別給の支給実績が、所定内給与月額何月分かを把握し、これと条例で定められた本市職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給割合を比較した。

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、市内民間事業所従業員の特別給の支給実績は、年間で所定内給与月額の4.52月分に相当しており、本市職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給割合がそれを0.12月分下回っている。

民間	本市
4.52月分	4.40月分

[参考資料第9表 (80頁)]

(3) 初任給

市内民間事業所と本市における初任給は、次のとおりである。

学 歴	民間 (事務・技術)	本市 (一般行政職)
大 学 卒	219,128円	212,396円
高 校 卒	183,067円	178,408円

[参考資料第11表 (81頁)]

3 国家公務員の給与

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対して、一般職の国家公務員の給与について報告及び勧告を行った。

国家公務員給与が民間給与を3,869円（0.96%）下回っており、民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給を始め若年層に重点を置いて、俸給表を引き上げるよう言及した。

期末手当及び勤勉手当について、国家公務員の平均支給月数が民間事業所従業員の特別給の支給割合（月数）を年間で0.09月分下回っており、支給月数を0.1月分引き上げるよう言及した。支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分するとしている。

[参考（7頁）]

4 給与改定に関する考え方

以上述べた本市の職員の給与決定に関係のある基礎的諸条件を総合的に勘案し、社会一般の情勢に適応したものとするため、本委員会としては、次のとおり、給与の改定について措置する必要があると考える。

(1) 月例給

前記2(1)のとおり、本年4月時点で本市職員給与が民間給与を4,027円（1.04%）下回っていることから、同月に遡及して民間企業との較差を解消する必要がある。

較差の解消に当たっては、給料表の引上げ改定を行うこととし、行政職員給料表の改定に当たっては、以下の方針によることとする。

市内民間事業所並びに国及び他の地方公共団体の初任給の水準や、人材確保の観点等を考慮し、行政事務の職に採用される新規学卒者に対して適用する初任給について、高校卒、短大卒及び大学卒、いずれについても12,000円引き上げる。その他、若年層の職員に重点を置きつつ、全年齢層に一定の改善が及ぶよう、所要の改定

を行う。

なお、消防職員給料表、教育職員給料表及び医療職員給料表については、行政職員給料表の改定方針に準じた改定を行う。

定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額については、各級の最高号給の改定額を基に、所要の引上げ改定を行う。

特定任期付職員の給料表については、これまでの経緯を踏まえ、国との均衡を考慮した改定を行う。

(2) 特別給

特別給については、前記2(2)のとおり、本市の期末手当及び勤勉手当の年間支給割合が、民間事業所の特別給の年間支給割合を0.12月分下回っていた。このため、期末手当及び勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.1月分引き上げる必要がある。

なお、支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に、0.05月分ずつ均等に配分することが適当である。

(参考) 人事院勧告の骨子

1 国家公務員給与と民間給与との比較

<月例給>

○民間給与との較差 3,869円 (0.96%) [行政職(一)…現行給与404,015円 平均年齢42.4歳]

<ボーナス>

○民間の支給割合 4.49月 (公務の平均支給月数 4.40月)

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験(大卒程度)に係る初任給を11,000円、一般職試験(高卒者)に係る初任給を12,000円引上げ。その他、若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定

<ボーナス>

民間の支給状況に見合うよう引上げ 4.40月分→4.50月分

民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和5年度	期末手当	1.20月(支給済み)	1.25月(現行1.20月)
	勤勉手当	1.00月(支給済み)	1.05月(現行1.00月)
令和6年度以降	期末手当	1.225月	1.225月
	勤勉手当	1.025月	1.025月

<その他>

(1) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

(2) 委員、顧問、参与等の手当

指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額を引上げ

<実施時期>

- ・月例給：令和5年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 在宅勤務等手当の新設

在宅勤務等を中心とした働き方をする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設

4 非常勤職員の給与

本年4月、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を、非常勤職員の給与に関する指針に追加。指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年3月横浜市条例第15号）、横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和31年12月横浜市条例第48号）及び横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年12月横浜市条例第115号）を改正することを勧告する。

1 令和5年4月の公民較差に基づく措置

(1) 給料表

行政職員給料表、消防職員給料表、教育職員給料表及び医療職員給料表を別記第1のとおり改定すること。

また、特定任期付職員に適用する給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当及び勤勉手当

次の表に掲げる支給割合となるよう改定すること。

ア 令和5年12月期

(単位：月分)

	定年前再任用短時間勤務職員 以外の職員		定年前再任用短時間勤務職員	
	一般職員	管理職員	一般職員	管理職員
期末手当	1.275	1.075	0.7	0.6
勤勉手当	1.025	1.225	0.525	0.625

イ 令和6年6月期以降

(単位:月分)

	定年前再任用短時間勤務職員 以外の職員		定年前再任用短時間勤務職員	
	一般職員	管理職員	一般職員	管理職員
期末手当	1.25	1.05	0.6875	0.5875
勤勉手当	1.0	1.2	0.5125	0.6125

2 実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。

ただし、1(2)については、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

別記第1 行政職員給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,900	211,000	230,400	244,900	266,300	319,000	457,000	544,300
	2	146,000	212,800	232,200	246,600	268,500	321,700	460,000	546,600
	3	147,100	214,500	234,000	248,200	270,800	324,500	463,100	548,900
	4	148,100	216,400	235,700	250,400	273,000	327,300	466,100	551,200
	5	149,000	218,000	237,300	252,600	275,200	330,000	469,200	553,400
	6	150,000	219,600	239,100	254,800	277,300	332,700	472,300	555,500
	7	151,000	221,000	240,900	256,900	279,400	335,400	475,300	557,500
	8	152,100	222,500	242,800	259,000	281,500	338,200	478,200	559,500
	9	153,100	224,100	244,600	261,100	283,600	340,900	481,000	561,500
	10	154,200	225,600	246,400	263,200	285,700	343,600	483,400	563,500
	11	155,300	227,100	248,000	265,300	287,800	346,300	485,700	565,400
	12	156,400	228,700	249,800	267,500	290,000	349,100	487,900	567,200
	13	157,500	230,200	251,500	269,700	292,200	351,900	490,100	569,100
	14	158,500	232,100	253,400	271,800	294,400	354,600	491,500	570,900
	15	159,500	234,000	254,900	273,900	296,500	357,400	492,900	572,700
	16	160,600	235,700	256,600	276,000	298,600	360,200	494,300	574,500
	17	161,600	237,300	258,200	278,100	300,700	363,000	495,700	576,200
	18	162,700	239,100	259,900	280,300	302,900	365,800	497,000	577,800
	19	163,800	240,900	261,800	282,500	305,000	368,500	498,300	579,300
	20	164,800	242,800	263,500	284,800	307,000	371,200	499,600	580,700
	21	165,800	244,600	265,300	286,900	309,100	374,000	500,600	582,100
	22	166,900	246,400	267,200	289,000	311,200	376,700	501,600	583,400
	23	168,000	248,000	269,000	291,100	313,400	379,500	502,500	584,700
	24	169,100	249,800	270,800	293,200	315,600	382,300	503,300	585,900
	25	170,300	251,500	272,600	295,200	317,900	385,000	504,100	587,100
	26	171,900	253,400	274,400	297,400	320,100	387,800	504,900	588,400
	27	173,500	254,900	276,100	299,500	322,400	390,600	505,700	589,600
	28	175,100	256,600	278,000	301,500	324,700	393,400	506,600	590,900
	29	176,700	258,200	279,700	303,400	327,000	396,000	507,400	592,100
	30	178,600	259,900	281,400	305,500	329,300	398,700	508,200	593,300
	31	180,900	261,800	283,200	307,600	331,600	401,300	509,000	594,500
	32	183,100	263,500	285,000	309,700	333,900	403,900	509,800	595,800
	33	185,400	265,200	286,600	311,700	336,200	406,500	510,600	597,000
	34	187,800	267,100	288,300	313,900	338,400	409,000	511,400	598,200
	35	190,300	268,900	290,000	316,100	340,600	411,500	512,200	599,500
	36	192,800	270,700	291,700	318,400	342,700	414,000	513,100	600,700
	37	195,100	272,500	293,400	320,500	344,800	416,500	513,900	601,900
	38	196,500	274,300	295,100	322,500	346,800	418,900	514,700	603,100
	39	197,600	276,100	297,100	324,700	348,900	421,400	515,600	604,300
	40	198,800	278,000	299,100	326,900	350,900	423,900	516,500	605,600
	41	199,900	279,600	301,100	328,900	352,800	426,300	517,300	606,800
	42	201,300	281,400	303,200	331,100	354,800	428,500	518,100	608,000
	43	202,700	283,100	305,400	333,200	356,800	430,700	519,000	609,200
	44	204,100	284,900	307,600	335,400	358,700	432,800	519,900	610,500
	45	205,400	286,300	309,700	337,500	360,600	434,900	520,700	611,700
	46	206,800	287,300	311,800	339,600	362,400	436,900	521,500	612,900
	47	208,100	288,500	314,000	341,800	364,100	438,800	522,300	614,100
	48	209,500	289,700	316,200	344,000	365,800	440,600	523,200	615,300
	49	211,000	290,800	318,300	346,100	367,400	442,300	524,000	616,500
	50	212,700	292,500	320,500	348,100	368,900	444,000	524,800	617,700
	51	214,400	294,300	322,600	350,100	370,300	445,600	525,600	618,900
	52	216,300	296,200	324,700	352,100	371,800	447,100	526,500	620,100
	53	217,900	298,000	326,800	354,100	373,100	448,500	527,400	621,400
	54	219,600	299,900	328,900	356,000	374,400	449,800	528,200	622,600
	55	221,000	301,800	330,900	357,900	375,700	451,000	529,000	623,800
56	222,500	303,500	332,900	359,700	377,000	452,100	529,900	625,100	

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	57	223,900	305,400	334,800	361,300	378,300	453,100	530,800	626,300
	58	225,400	307,400	336,800	362,700	379,500	454,000	531,600	
	59	227,000	309,300	338,700	364,200	380,700	454,900	532,400	
	60	228,700	311,100	340,600	365,600	381,800	455,700	533,200	
	61	230,200	312,900	342,500	367,000	382,800	456,400	534,100	
	62	232,100	314,500	344,300	368,300	383,800	457,100		
	63	233,900	316,200	346,000	369,500	384,800	457,800		
	64	235,700	317,800	347,700	370,700	385,700	458,500		
	65	237,300	319,500	349,300	371,800	386,600	459,100		
	66	239,100	320,800	350,800	372,800	387,400	459,700		
	67	240,900	322,000	352,200	373,800	388,100	460,400		
	68	242,800	323,300	353,600	374,700	388,800	461,100		
	69	244,600	324,400	354,900	375,500	389,500	461,800		
	70	246,400	325,600	356,200	376,300	390,100	462,400		
	71	248,000	326,700	357,500	377,100	390,700	463,100		
	72	249,800	327,800	358,700	377,800	391,400	463,800		
	73	251,500	328,800	359,800	378,500	392,100	464,400		
	74	253,200	329,900	360,800	379,200	392,700	465,000		
	75	254,900	331,100	361,700	379,800	393,300	465,700		
	76	256,600	332,200	362,600	380,300	393,800	466,400		
	77	258,200	333,200	363,500	380,700	394,400	467,000		
	78	259,900	334,100	364,300	381,200	394,900	467,700		
	79	261,700	335,000	365,000	381,700	395,400	468,400		
	80	263,500	335,800	365,600	382,100	395,900	469,000		
	81	265,100	336,500	366,200	382,500	396,400	469,600		
	82	266,900	337,200	366,900	383,000	396,800	470,300		
	83	268,700	337,900	367,500	383,400	397,300	471,000		
	84	270,400	338,500	368,100	383,800	397,700	471,600		
	85	272,000	339,100	368,600	384,100	398,100	472,200		
	86	273,800	339,700	369,000	384,500	398,600	472,800		
	87	275,600	340,300	369,400	384,900	399,000	473,500		
	88	277,400	340,900	369,800	385,300	399,400	474,200		
	89	278,900	341,400	370,200	385,700	399,800	474,800		
	90	280,800	341,900	370,600	386,200	400,200	475,500		
	91	282,600	342,400	371,000	386,600	400,700	476,200		
	92	284,500	342,900	371,300	387,000	401,100	476,800		
	93	286,300	343,500	371,700	387,300	401,500	477,400		
	94	287,100	344,000	372,100	387,700	402,000	478,100		
	95	287,700	344,400	372,500	388,100	402,400	478,800		
	96	288,300	344,900	372,900	388,500	402,800	479,500		
	97	288,700	345,400	373,200	388,800	403,200	480,100		
	98	289,200	345,900	373,600	389,200	403,600	480,800		
	99	289,600	346,400	373,900	389,700	404,100	481,500		
	100	290,100	346,900	374,300	390,100	404,500	482,100		
	101	290,400	347,300	374,600	390,500	404,900	482,700		
	102	290,800	347,600	375,000	390,900	405,400	483,400		
	103	291,100	347,900	375,300	391,300	405,800	484,100		
	104	291,500	348,200	375,700	391,700	406,200	484,700		
	105	291,900	348,500	376,000	392,100	406,600	485,400		
	106	292,300		376,400	392,600	407,100	486,000		
	107	292,700		376,800	393,100	407,500	486,700		
	108	293,000		377,100	393,500	407,900	487,300		
	109	293,300		377,400	393,800	408,300	488,000		
	110	293,600		377,800	394,200	408,800	488,700		
	111	293,900		378,200	394,700	409,200	489,300		
	112	294,200		378,500	395,100	409,600	489,900		

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	113	円 294,600	円	円 378,900	円 395,500	円 410,000	円 490,600	円	円
	114			円 379,300	円 396,000	円 410,400	円 491,300		
	115			円 379,700	円 396,400	円 410,900	円 491,900		
	116			円 380,000	円 396,800	円 411,300	円 492,500		
	117			円 380,400	円 397,100	円 411,700	円 493,200		
	118			円 380,800	円 397,500	円 412,100	円 493,900		
	119			円 381,200	円 398,000	円 412,600	円 494,600		
	120			円 381,500	円 398,400	円 413,000	円 495,200		
	121			円 381,900	円 398,800	円 413,400	円 495,800		
	122			円 382,300	円 399,300	円 413,900			
	123			円 382,600	円 399,700	円 414,400			
	124			円 383,000	円 400,100	円 414,800			
	125			円 383,300	円 400,400	円 415,200			
	126			円 383,700	円 400,800	円 415,600			
	127			円 384,100	円 401,300	円 416,100			
	128			円 384,400	円 401,700	円 416,500			
	129			円 384,800	円 402,100	円 416,900			
	130			円 385,200	円 402,600	円 417,400			
	131			円 385,500	円 403,100	円 417,800			
	132			円 385,800	円 403,500	円 418,200			
133			円 386,100	円 403,800	円 418,600				
134				円 404,200	円 419,100				
135				円 404,700	円 419,600				
136				円 405,100	円 420,000				
137				円 405,500	円 420,400				
138				円 406,000	円 420,800				
139				円 406,500	円 421,200				
140				円 406,900	円 421,600				
141				円 407,300	円 422,000				
142				円 407,800					
143				円 408,200					
144				円 408,600					
145				円 409,000					
146				円 409,500					
147				円 410,000					
148				円 410,400					
149				円 410,800					
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		184,600	211,700	247,300	264,500	285,500	317,400	353,300	386,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

消防職員給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	177,300	198,000	222,400	244,900	266,300	319,000	457,000
	2	178,000	199,700	224,400	246,600	268,500	321,700	460,000
	3	178,600	201,300	226,400	248,200	270,800	324,500	463,100
	4	179,200	203,000	228,400	250,400	273,000	327,300	466,100
	5	179,700	204,700	230,400	252,600	275,200	330,000	469,200
	6	180,700	206,400	232,200	254,800	277,300	332,700	472,300
	7	181,700	207,600	234,000	256,900	279,400	335,400	475,300
	8	182,700	208,700	235,700	259,000	281,500	338,200	478,200
	9	183,600	209,900	237,300	261,100	283,600	340,900	481,000
	10	184,200	211,100	239,100	263,200	285,700	343,600	483,400
	11	185,000	212,500	240,900	265,300	287,800	346,300	485,700
	12	185,700	214,300	242,800	267,500	290,000	349,100	487,900
	13	186,400	216,100	244,600	269,700	292,200	351,900	490,100
	14	187,300	217,900	246,400	271,800	294,400	354,600	491,500
	15	188,200	219,400	248,000	273,900	296,500	357,400	492,900
	16	189,000	220,900	249,800	276,000	298,600	360,200	494,300
	17	190,100	222,400	251,500	278,100	300,700	363,000	495,700
	18	192,100	223,900	253,400	280,300	302,900	365,800	497,000
	19	193,800	225,400	254,900	282,500	305,000	368,500	498,300
	20	195,600	226,800	256,600	284,800	307,000	371,200	499,600
	21	197,300	228,200	258,200	286,900	309,100	374,000	500,600
	22	199,000	229,700	259,900	289,000	311,200	376,700	501,600
	23	200,500	231,000	261,800	291,100	313,400	379,500	502,500
	24	202,200	232,500	263,500	293,200	315,600	382,300	503,300
	25	204,000	234,100	265,300	295,200	317,900	385,000	504,100
	26	205,700	235,600	267,200	297,400	320,100	387,800	504,900
	27	206,900	237,300	269,000	299,500	322,400	390,600	505,700
	28	208,000	239,000	270,800	301,500	324,700	393,400	506,600
	29	209,200	240,600	272,600	303,400	327,000	396,000	507,400
	30	210,400	242,200	274,400	305,500	329,300	398,700	508,200
	31	211,800	243,900	276,100	307,600	331,600	401,300	509,000
	32	212,900	245,700	278,000	309,700	333,900	403,900	509,800
	33	214,300	247,400	279,700	311,700	336,200	406,500	510,600
	34	216,000	249,100	281,400	313,900	338,400	409,000	511,400
	35	217,700	250,700	283,300	316,100	340,600	411,500	512,200
	36	219,600	252,300	285,100	318,400	342,700	414,000	513,100
	37	221,200	254,000	286,500	320,500	344,800	416,500	513,900
	38	222,700	255,600	287,900	322,500	346,800	418,900	514,700
	39	224,100	257,400	289,100	324,700	348,900	421,400	515,600
	40	225,400	259,100	291,100	326,900	350,900	423,900	516,500
	41	226,800	260,800	293,100	329,200	352,800	426,300	517,300
	42	228,300	262,500	295,100	331,100	354,800	428,500	518,100
	43	229,800	264,200	297,100	333,200	356,800	430,700	519,000
	44	231,300	266,000	299,100	335,400	358,700	432,800	519,900
	45	232,900	267,800	301,100	337,500	360,600	434,900	520,700
	46	234,300	269,600	303,200	339,600	362,400	436,900	521,500
	47	236,000	271,300	305,400	341,800	364,100	438,800	522,300
	48	237,600	273,200	307,600	344,000	365,800	440,600	523,200
	49	239,300	275,000	309,700	346,100	367,400	442,300	524,000
	50	241,100	276,800	311,800	348,100	368,900	444,000	524,800
	51	242,900	278,600	314,000	350,100	370,300	445,600	525,600
	52	244,600	280,300	316,200	352,100	371,800	447,100	526,500
	53	246,500	282,400	318,300	354,100	373,100	448,500	527,400
	54	248,200	284,300	320,500	356,000	374,400	449,800	528,200
	55	249,900	286,300	322,600	357,900	375,700	451,000	529,000
56	251,500	288,300	324,700	359,700	377,000	452,100	529,900	

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	57	円 253,300	円 290,300	円 326,800	円 361,300	円 378,300	円 453,100	円 530,800
	58	254,900	292,000	328,900	362,700	379,500	454,000	531,600
	59	256,600	294,000	330,900	364,200	380,700	454,900	532,400
	60	258,100	295,900	332,900	365,600	381,800	455,700	533,200
	61	259,800	297,800	334,800	367,000	382,800	456,400	534,100
	62	261,300	299,800	336,800	368,300	383,800	457,100	
	63	263,000	301,800	338,700	369,500	384,800	457,800	
	64	264,800	303,700	340,600	370,700	385,700	458,500	
	65	266,500	305,700	342,500	371,800	386,600	459,100	
	66	268,100	307,800	344,300	372,800	387,400	459,700	
	67	269,900	309,700	346,000	373,800	388,100	460,400	
	68	271,700	311,700	347,700	374,700	388,800	461,100	
69	273,500	313,600	349,300	375,500	389,500	461,800		
70	275,200	315,500	350,800	376,300	390,100	462,400		
71	277,000	317,400	352,200	377,100	390,700	463,100		
72	278,800	319,400	353,600	377,800	391,400	463,800		
73	280,500	321,400	354,900	378,500	392,100	464,400		
74	282,100	323,300	356,200	379,200	392,700	465,000		
75	283,800	325,000	357,500	379,800	393,300	465,700		
76	285,500	326,800	358,700	380,300	393,800	466,400		
77	287,100	328,500	359,800	380,700	394,400	467,000		
78	287,400	330,100	360,800	381,200	394,900	467,700		
79	288,100	331,700	361,700	381,700	395,400	468,400		
80	288,700	333,200	362,600	382,100	395,900	469,000		
81	289,300	334,700	363,500	382,500	396,400	469,600		
82	289,900	336,200	364,300	383,000	396,800	470,300		
83	290,700	337,700	365,000	383,400	397,300	471,000		
84	291,400	339,100	365,600	383,800	397,700	471,600		
85	292,100	340,500	366,200	384,100	398,100	472,200		
86	292,800	341,800	366,900	384,500	398,600	472,800		
87	293,500	343,100	367,500	384,900	399,000	473,500		
88	294,000	344,400	368,100	385,300	399,400	474,200		
89	294,600	345,600	368,600	385,700	399,800	474,800		
90	295,100	346,500	369,000	386,200	400,200	475,500		
91	295,800	347,400	369,400	386,600	400,700	476,200		
92	296,400	348,200	369,800	387,000	401,100	476,800		
93	297,000	348,900	370,200	387,300	401,500	477,400		
94	297,500	349,600	370,600	387,700	402,000	478,100		
95	297,900	350,200	371,000	388,100	402,400	478,800		
96	298,200	350,700	371,300	388,500	402,800	479,500		
97	298,500	351,200	371,700	388,800	403,200	480,100		
98	298,800	352,000	372,100	389,200	403,600	480,800		
99	299,100	352,900	372,500	389,700	404,100	481,500		
100	299,400	353,700	372,900	390,100	404,500	482,100		
101	299,800	354,500	373,200	390,500	404,900	482,700		
102	300,100	355,200	373,600	390,900	405,400	483,400		
103	300,400	355,900	373,900	391,300	405,800	484,100		
104	300,700	356,600	374,300	391,700	406,200	484,700		
105	301,100	357,300	374,600	392,100	406,600	485,400		
106	301,400	358,000	375,000	392,600	407,100	486,000		
107	301,700	358,700	375,300	393,100	407,500	486,700		
108	302,000	359,300	375,700	393,500	407,900	487,300		
109	302,400	359,900	376,000	393,800	408,300	488,000		
110	302,700	360,600	376,400	394,200	408,800	488,700		
111	303,000	361,300	376,800	394,700	409,200	489,300		
112	303,300	361,900	377,100	395,100	409,600	489,900		

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	113	円 303,700	円 362,500	円 377,400	円 395,500	円 410,000	円 490,600	円
	114		363,000	377,800	396,000	410,400	491,300	
	115		363,500	378,200	396,400	410,900	491,900	
	116		364,100	378,500	396,800	411,300	492,500	
	117		364,800	378,900	397,100	411,700	493,200	
	118			379,300	397,500	412,100	493,900	
	119			379,700	398,000	412,600	494,600	
	120			380,000	398,400	413,000	495,200	
	121			380,400	398,800	413,400	495,800	
	122			380,800	399,300	413,900		
	123			381,200	399,700	414,400		
	124			381,500	400,100	414,800		
	125			381,900	400,400	415,200		
	126			382,300	400,800	415,600		
	127			382,600	401,300	416,100		
	128			383,000	401,700	416,500		
	129			383,300	402,100	416,900		
	130			383,700	402,600	417,400		
	131			384,100	403,100	417,800		
132			384,400	403,500	418,200			
133			384,800	403,800	418,600			
134			385,200	404,200	419,100			
135			385,500	404,700	419,600			
136			385,800	405,100	420,000			
137			386,100	405,500	420,400			
138				406,000	420,800			
139				406,500	421,200			
140				406,900	421,600			
141				407,300	422,000			
142				407,800				
143				408,200				
144				408,600				
145				409,000				
146				409,500				
147				410,000				
148				410,400				
149				410,800				
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 184,600	円 211,700	円 247,300	円 264,500	円 285,500	円 317,400	円 353,300

備考 この表は、消防吏員に適用する。

教育職員給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	177,100	192,900	257,900	297,500	402,700
	2	178,500	195,000	260,200	300,100	404,200
	3	180,000	197,100	262,600	303,000	405,700
	4	181,500	199,200	264,700	305,400	407,200
	5	183,100	201,200	267,200	307,800	408,600
	6	185,000	203,300	269,100	310,200	410,000
	7	186,800	205,500	271,000	312,500	411,500
	8	188,500	207,400	272,700	314,800	413,000
	9	190,300	209,400	274,500	317,000	414,400
	10	192,400	212,000	276,300	319,600	415,800
	11	194,300	214,400	278,100	322,300	417,200
	12	196,300	216,900	279,700	325,100	418,500
	13	198,200	219,400	281,500	327,400	419,800
	14	200,400	220,800	283,200	329,400	421,200
	15	202,600	222,100	284,800	331,400	422,500
	16	204,400	223,600	286,500	333,600	423,900
	17	206,500	225,200	287,800	335,700	425,100
	18	208,700	226,400	289,900	337,900	426,400
	19	211,000	227,600	291,800	340,200	427,600
	20	213,100	228,700	294,000	342,300	428,900
	21	215,400	229,800	295,800	344,300	430,000
	22	216,800	231,200	298,000	346,400	431,200
	23	218,200	232,600	300,000	348,600	432,400
	24	219,700	234,000	302,400	350,700	433,700
	25	221,000	235,000	304,400	352,500	435,000
	26	222,200	236,500	306,600	354,000	436,200
	27	223,400	237,800	308,600	355,900	437,200
	28	224,500	239,300	310,700	357,800	438,300
	29	225,200	240,700	312,600	359,700	439,600
	30	226,500	242,700	314,500	361,300	440,700
	31	227,600	244,900	316,400	362,600	441,800
	32	228,800	247,000	318,300	364,400	442,900
	33	229,700	249,100	320,000	365,900	444,100
	34	231,100	251,200	321,800	367,500	445,000
	35	232,200	253,300	323,700	369,200	445,800
	36	233,400	255,500	325,500	370,900	446,500
	37	234,500	257,500	327,100	372,800	447,300
	38	235,600	259,500	329,200	374,300	448,100
	39	236,900	261,500	331,200	375,800	448,900
	40	238,100	263,300	333,400	377,400	449,700
	41	239,200	265,500	335,200	378,600	450,600
	42	240,300	267,500	337,300	380,000	451,300
	43	241,400	269,300	339,300	381,300	452,100
	44	242,400	271,200	341,400	382,800	452,900
	45	243,500	273,000	343,100	384,200	453,800
	46	244,400	274,900	345,000	385,800	454,600
	47	245,300	276,700	347,000	387,400	455,400
	48	245,900	278,500	349,000	388,900	456,200
	49	246,800	280,200	350,400	390,300	457,100
	50	248,100	282,000	352,300	391,700	457,900
	51	248,900	283,500	354,000	393,200	458,700
	52	250,100	285,100	355,800	394,600	459,500
	53	250,900	286,600	357,700	395,800	460,400
	54	251,800	288,600	359,400	397,100	461,200
	55	252,900	290,700	361,000	398,200	461,900
56	253,700	292,900	362,600	399,300	462,700	

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	57	254,600	294,700	364,000	400,600	463,600
	58	255,500	296,900	365,500	401,800	
	59	256,300	298,900	366,900	403,000	
	60	257,100	301,400	368,300	404,300	
	61	258,000	303,300	369,400	405,500	
	62	259,100	305,400	370,600	406,500	
	63	260,300	307,600	372,000	407,900	
	64	261,200	309,700	373,300	409,200	
	65	262,200	311,500	374,600	410,200	
	66	263,400	313,500	375,800	411,300	
	67	264,700	315,400	377,000	412,500	
	68	266,100	317,200	378,300	413,600	
	69	267,200	318,900	379,600	414,600	
	70	268,400	320,900	380,700	415,600	
	71	269,600	323,000	381,900	416,600	
	72	270,700	325,000	383,000	417,600	
	73	271,500	326,900	384,400	418,600	
	74	272,700	329,000	385,400	419,300	
	75	273,900	331,000	386,400	419,900	
	76	274,800	333,200	387,400	420,600	
	77	275,700	334,800	388,300	421,300	
	78	276,900	336,600	389,300	422,000	
	79	278,000	338,400	390,400	422,700	
	80	279,100	340,100	391,400	423,400	
	81	280,100	341,800	392,100	424,200	
	82	281,300	343,600	392,900	424,900	
	83	282,400	345,000	393,800	425,600	
	84	283,500	346,800	394,700	426,300	
	85	284,500	348,100	395,500	426,800	
	86	285,600	349,700	396,300	427,300	
	87	286,600	351,100	397,100	427,900	
	88	287,800	352,600	397,900	428,600	
	89	288,800	353,900	398,500	429,300	
	90	289,900	355,200	399,200	429,800	
	91	291,100	356,500	399,900	430,500	
	92	292,300	357,900	400,500	431,000	
	93	293,000	359,400	401,100	431,400	
	94	293,900	360,500	401,800	432,000	
	95	295,000	361,800	402,500	432,600	
	96	296,200	363,000	403,300	433,200	
	97	297,200	364,000	404,000	433,600	
	98	298,300	365,000	404,800	434,200	
	99	299,200	365,900	405,600	434,800	
	100	300,300	366,900	406,400	435,400	
	101	301,200	367,800	406,900	435,800	
	102	302,300	368,800	407,500	436,400	
	103	303,400	369,800	408,200	437,000	
	104	304,300	370,600	408,900	437,600	
	105	304,900	371,400	409,700	438,000	
	106	305,800	372,300	410,400	438,600	
	107	306,600	373,200	411,100	439,200	
	108	307,400	374,200	411,800	439,700	
	109	308,300	375,000	412,400	440,100	
	110	308,700	375,900	412,900	440,700	
	111	309,000	376,900	413,400	441,300	
	112	309,500	377,900	413,900	441,900	

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	113	円 310,100	円 378,500	円 414,400	円 442,300	円
	114	310,500	379,300	414,900	442,900	
	115	311,000	380,200	415,400	443,500	
	116	311,500	381,000	415,900	444,100	
	117	312,100	381,800	416,500	444,500	
	118	312,600	382,500	416,900	445,100	
	119	313,000	383,300	417,400	445,700	
	120	313,500	384,100	417,900	446,300	
	121	313,900	384,700	418,500	446,700	
	122	314,300	385,500	418,900		
	123	314,800	386,100	419,400		
	124	315,300	386,700	419,900		
	125	315,900	387,300	420,500		
	126	316,200	388,000	421,000		
	127	316,500	388,500	421,500		
	128	316,800	389,100	421,900		
	129	317,000	389,800	422,500		
	130	317,300	390,400	423,000		
	131	317,600	390,900	423,500		
	132	317,900	391,300	424,000		
	133	318,100	391,600	424,600		
	134	318,300	392,100	425,100		
	135	318,500	392,700	425,600		
	136	318,800	393,300	426,100		
	137	319,000	393,800	426,700		
	138	319,200	394,400			
	139	319,500	395,000			
	140	319,800	395,600			
	141	320,000	396,000			
	142	320,200	396,500			
	143	320,500	397,000			
	144	320,700	397,500			
145	321,000	397,900				
146	321,200	398,500				
147	321,500	399,000				
148	321,800	399,600				
149	322,000	400,000				
150	322,200	400,500				
151	322,500	401,000				
152	322,800	401,400				
153	323,000	402,000				
154	323,300	402,400				
155	323,600	402,900				
156	323,800	403,400				
157	324,000	404,000				
158	324,200	404,500				
159	324,500	405,000				
160	324,700	405,500				
161	324,900	406,100				
162	325,200	406,500				
163	325,500	407,000				
164	325,700	407,500				
165	325,900	408,100				
166		408,600				
167		409,100				
168		409,600				

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短 時間勤 務職員 以外の 職員	169	円	円	円	円	円
	170		410,200			
	171		410,700			
	172		411,200			
	173		411,600			
	174		412,200			
	175		412,700			
	176		413,200			
	177		413,700			
	178		414,300			
	179		414,800			
	180		415,300			
	181		415,800			
	182		416,400			
	183		416,800			
184		417,300				
185		417,800				
定年前再 任用短 時間勤 務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 225,300	円 260,300	円 284,800	円 329,300	円 401,200

備考 この表は、横浜市立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。

医療職員給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	229,000	347,700	383,900	413,200	544,300
	2	231,200	351,300	386,500	415,500	546,600
	3	233,400	354,900	389,000	417,800	548,900
	4	235,700	358,400	391,500	420,100	551,200
	5	238,000	361,900	394,000	422,300	553,400
	6	240,300	365,400	396,600	424,600	555,500
	7	242,600	368,900	399,200	426,900	557,500
	8	244,900	372,400	401,700	429,200	559,500
	9	247,000	375,900	404,200	431,400	561,500
	10	249,600	379,100	406,700	433,700	563,500
	11	252,200	382,300	409,100	435,900	565,400
	12	254,800	385,400	411,500	438,100	567,200
	13	257,500	388,400	413,900	440,300	569,100
	14	260,300	390,800	416,300	442,600	570,900
	15	263,200	393,100	418,700	444,800	572,700
	16	266,100	395,300	421,000	447,000	574,500
	17	269,100	397,200	423,300	449,200	576,200
	18	271,500	399,400	425,600	451,500	577,800
	19	273,700	401,600	427,900	453,700	579,300
	20	275,700	403,700	430,100	455,900	580,700
	21	277,900	405,400	432,300	458,100	582,100
	22	281,100	407,600	434,500	460,300	583,400
	23	284,100	409,700	436,700	462,500	584,700
	24	287,100	411,700	438,900	464,600	585,900
	25	290,100	413,700	441,100	466,700	587,100
	26	293,200	415,400	443,300	468,900	588,400
	27	296,100	417,400	445,400	471,000	589,600
	28	298,800	419,300	447,500	473,100	590,900
	29	301,400	421,300	449,600	475,200	592,100
	30	304,100	423,100	451,700	477,400	593,300
	31	306,800	424,900	453,700	479,500	594,500
	32	309,400	426,800	455,700	481,600	595,800
	33	312,000	428,700	457,700	483,700	597,000
	34	314,800	430,600	459,800	485,900	598,200
	35	317,700	432,600	461,800	488,000	599,500
	36	320,500	434,600	463,800	490,100	600,700
	37	323,300	436,600	465,800	492,100	601,900
	38	326,000	438,500	467,900	494,100	603,100
	39	328,700	440,500	469,900	496,100	604,300
	40	331,300	442,500	471,900	498,100	605,600
	41	333,900	444,400	473,900	500,100	606,800
	42	336,600	446,100	475,900	502,100	608,000
	43	339,000	447,600	477,900	504,000	609,200
	44	341,600	449,100	479,900	505,900	610,500
	45	344,100	450,500	481,800	507,800	611,700
	46	346,500	452,000	483,700	509,600	612,900
	47	349,000	453,500	485,600	511,400	614,100
	48	351,400	454,900	487,300	513,100	615,300
	49	353,800	456,300	488,900	514,800	616,500
	50	356,200	457,700	490,400	516,200	617,700
	51	358,500	459,100	491,900	517,600	618,900
	52	360,800	460,400	493,400	518,900	620,100
	53	363,200	461,700	494,900	520,300	621,400
	54	365,500	462,300	495,800	521,400	622,600
	55	367,900	462,900	496,700	522,500	623,800
56	370,100	463,500	497,600	523,500	625,100	

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	57	円 372,200	円 464,000	円 498,400	円 524,500	円 626,300
	58	373,600		499,200	525,400	
	59	375,000		500,000	526,300	
	60	376,400		500,800	527,100	
	61	377,200		501,600	527,900	
	62	378,300		502,400	528,600	
	63	379,100		503,100	529,300	
	64	380,100		503,800	529,900	
	65	381,000		504,500	530,500	
	66	381,900		505,200	531,200	
	67	382,800		505,900	531,900	
	68	383,600		506,600	532,500	
	69	384,500		507,300	533,100	
	70	385,100		508,000	533,800	
	71	385,600		508,700	534,500	
	72	386,000		509,400	535,100	
	73	386,300		510,000	535,700	
74				536,300		
75				536,900		
76				537,500		
77				538,100		
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 298,200	円 340,100	円 393,600	円 466,500	円 566,400

備考 この表は、医師及び歯科医師で、人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2 特定任期付職員の給料表

号給	給料月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

人事給与制度等に関する報告

近年、生産年齢人口の減少により、民間企業や他自治体との人材確保競争は一層厳しくなり、本市採用試験の受験者数が減少傾向にある等、人材確保は極めて厳しい状況にある。また、少子高齢化等を背景に、行政が直面する課題は、ますます複雑化、高度化、多様化している。

こうした中でも、市民の信頼や要請に応え、将来にわたって能率的で活力ある組織を維持するとともに、多様で有為な人材をひきつける組織であり続ける必要がある。そのためには、職員の多様な背景や価値観等を尊重し、職員一人ひとりが、高い意欲とやりがいを持って、成長し、力を発揮し続けることができる環境を整備することで、働く場としての魅力を高め、職員のW e l l - b e i n g¹を実現していくことが求められる。

以下、「人材の確保及び育成」、「全ての職員が持てる力を発揮できる職場づくり」、「心身ともに健康で働きやすい職場づくり」、「柔軟な働き方が可能な職場づくり」の4つの観点について、本委員会が考える取組の方向性を報告する。

1 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

昨今、官民間問わず、人材獲得競争が激化し、民間においては、新卒一括採用だけでなく、中途採用や通年採用等、採用手法の多様化が進みつつある。また、官民の人材流動性は、より一層、高まってきており、官民の間で人材が行き来する「リボルビングドア（回転ドア）」という仕組みも求められてきている。人材の確保において、一度退職した人の採用や、民間からの経験者採用について、任用の在り方や給与等の処遇の面からの検討を行う等、社会の変化に応じた制度の整備や環境づくりに取り組んでいくことが重要である。

¹ 身体的、精神的、社会的に良好で満たされている状態であり、職員一人ひとりが意欲とやりがいを持って、生き生きと働き続けられる職場環境によりもたらされるもの

本市では、今年度、人材獲得競争で競合する民間企業等の採用手法を取り入れ、新たに適性検査（SPI3）を活用した採用試験を実施し、応募者数、人材の多様性において、有意な効果を確認した。引き続き、民間企業等の採用手法や、任命権者の意向を踏まえつつ、戦略的に採用試験を実施していく。

受験者確保に向けては、横浜市職員としての仕事に興味を持ってもらうために、横浜市職員としての働きがいや魅力を、ストーリー性をもって発信していくことが有効である。本委員会として、民間企業との連携や新技術の活用をはじめ、特に、若い世代に訴求性の高い事業や取組について、積極的に情報を収集・共有し、採用広報に生かしていく。

また、一般的には、採用後、職員が携わりたいと希望する分野と、実際の配属先や異動先とのミスマッチが大きいと、離職に至る確率が高いとされる。任命権者においては、職員の経験や意向も踏まえた上で、人材育成の観点や職場状況等に応じて、引き続き、丁寧に対応されたい。

(2) 多様な成長機会を通じた人材の育成

多様化する行政課題に、柔軟かつ的確に対応できる組織であるためには、組織の中に様々な人材が共存するダイバーシティはもちろん、職員一人ひとりが、様々な経験を通じ、多様な視点を持つことも重要である。個々の職員の意識や考えの幅が広がることは、イノベーション創出の契機となる。

職員一人ひとりが、多様な視点を持つためには、個々の職員の自律的なキャリア形成やスキルアップが重要となる。そのためには、組織として支援を行い、多様な成長機会を提供していくことが必要である。任命権者においては、職員が持つ能力、スキル、強みを踏まえた配置や育成、個々の職員へのキャリア形成支援の役割を担う管理職のキャリア形成意識の向上等に、より一層取り組まれない。

また、「令和4年度Weプランアンケート²」では、職員が自身のキャリア形成に有効と考えている制度として、資格取得支援制度が最も多く、次いで、対象業務を指定した上で担当職員を公募する庁内公募制度や、副業や地域貢献を可能とする兼職制度を挙げる回答が多かった。

² 令和4年度に、性別や年齢にかかわらず、職員一人ひとりがやりがいと自らの成長を実感し、能力を最大限に発揮できる組織づくりに向けて、任命権者が行った職場の状況や職員の意識を把握するためのアンケート

資格取得の支援に当たっては、担当業務と関連する分野かどうかにかかわらず、職員が能力を伸ばさせるための機会と捉え、人材育成への投資として、より一層支援を充実させていくことが重要である。

本年4月から、任命権者において、公募により他所属の課題解決に参加できる「i-share制度」を活用して、「横浜創造100人隊」による活動等が行われている。職員が主体的に、様々な業務経験を積むことで、キャリア形成意識を高めるとともに、イノベーションの創出につながる取組の一つとして、本委員会においても、その成果に期待している。今後、人的資源の再配分の柔軟化や、取組状況の検証結果等を踏まえて、本取組が、より一層推進されていくことを期待したい。

また、副業や地域貢献を可能とする制度の一例として、他自治体において、地域社会に貢献する活動に従事することや、職員が多様な経験を積むことを目的とする休暇制度の創設を検討する動きも見られる。現在、本市においては、持続可能な地域運営の実現に向けた検討が進められていることもあり、地域活動への職員の参画の在り方について、制度面を含めた研究が進められることも期待したい。

2 全ての職員が持てる力を発揮できる職場づくり

社会の変化に迅速かつ的確に対応し、多角的な視点からより良い市民サービスを展開していくためには、性別、年齢、障害の有無等を問わず、全ての職員が持てる力を発揮できる職場づくりが求められる。公平な機会のもと、職員がお互いの価値観や背景を尊重し合い、それぞれが力を発揮できる職場環境を実現していくことが重要である。

(1) 女性職員の活躍推進

女性活躍の推進は、組織の決定の場に多様性が確保され、多様化する市民ニーズに的確に応えることにつながる重要な取組である。本市のWeプランでは、令和8年4月1日時点で、課長級以上に占める女性割合を30%以上とすることを目標にしているが、令和5年4月1日時点では、課長級以上に占める女性割合は19.5%、係長級以上に占める女性割合で見ても25.5%であり、職員の男女比率³を踏まえれば、女性職員の力を組織として十分に生かしきれていないとは言えない。また、女性職員の係長昇任試験受

³ Weプランが対象とする本市職員の男女比率は、男性62.4%、女性37.6%（令和5年4月1日現在）

験率（A事務区分）も、令和5年度は、令和4年度と比べて上昇したが、21.5%に留まっている。全ての女性職員を対象とした、昇任に対する不安を軽減するための研修を実施する等、女性の係長昇任試験受験率の増に向けた底上げ策と、上位の職位への登用における引上げ策の、両面でのポジティブアクション（積極的改善措置）⁴が重要となる。また、全ての管理職に「女性の責任職を育成していく」という意識を醸成するよう、管理職への研修を充実させることに加え、女性職員の係長昇任試験受験率や職場全体の休暇の取得率、長時間労働の状況等、組織が求める観点を、数値目標をもって、責任職の評価軸に組み込んでいくことが重要である。

目標達成に向け、目標値と時期を見据えて、常に時間軸を意識した議論をするとともに、あらゆる手立てを惜しまず、取組を推進されたい。

また、今年度から、女性活躍推進法に基づき、男女間賃金格差に係る情報の開示が義務化され、本市においても、7月5日に、職員の給与の男女の差異の情報として公表された。集計結果の公表に当たっては、分析結果や問題意識、格差解消に向けた取組、といった点まで公表し、より積極的な格差解消につながる取組を期待したい。

(2) 様々な世代の職員が能力を存分に発揮できる職場づくり

令和5年4月1日に施行された定年の引上げにより、今後、職員の在職期間の長期化や、年齢別の構成比の変化等が見込まれる。

高齢期の職員が意欲をもって、生き生きと働ける職場づくりを推進することが重要である。また、高齢期の職員においては、これまで培ってきた知識・技術・経験等を生かし、それを次の世代にも継承していくことや、リスクリングによる自律的なスキルアップ等、組織目標の達成に向けて、主体的に、幅広い役割を果たしていくことが、一層求められる。

加えて、後述する、仕事と生活の両立支援や、多様な働き方のニーズに応えるための選択肢の充実等により、世代を問わず、職員一人ひとりが高い意欲とやりがいを持って働き続けることができる環境を整備することが重要である。

(3) 障害のある職員の活躍推進

⁴ 少数派とされる人と多数派とされる人との格差を是正するための措置

本市においては、本年6月時点では法定雇用率を達成しているが、今後、令和6年度から段階的な法定雇用率の引上げが予定されており、より一層、障害者雇用の促進が必要となる。障害の特性等に配慮した制度や運用の検討を進める等、勤務時間や勤務場所について、多様な働き方を可能とする仕組みを検討していくことが重要である。

また、引き続き、必要な設備の整備や、ジョブコーチ等による支援の充実、好事例の横展開等をしていくとともに、専門性の高いジョブコーチのノウハウを、障害のある職員の配属職場の職員等にも共有する等、組織の中に浸透させていくことが重要である。

(4) 会計年度任用職員に関する制度

本年4月、国において、非常勤職員の給与について、常勤職員との均衡をより一層確保することを目的として、「非常勤職員の給与に関する指針」が改正され、給与法等の改正により常勤職員の給与が改定された場合には、非常勤職員の給与についても、任期、勤務形態等を考慮の上、常勤職員に準じて改定するよう努める旨が追加された。

また、地方自治法が改正され、令和6年4月1日以降、パートタイム会計年度任用職員にも、勤勉手当の支給が可能となる。

本市においても、常勤職員の給与が改定された場合における報酬額の改定時期及び勤勉手当の支給について、本市の実情、任用の実態等に応じて、適切に判断されたい。

3 心身ともに健康で働きやすい職場づくり

(1) 長時間労働の是正

本市における令和4年度の超過勤務実績は、月80時間を超える超過勤務を行った職員の延べ人数が前年度の半数以下になる等、取組の成果は見られたが、総時間数では前年度から約4%の増となった。

引き続き、長時間労働の是正を図っていくためには、上限を超えて超過勤務を命じた場合に必要な超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証に当たり、一般的な視点だけではなく、職場の特性等も踏まえた個別具体的な視点で行うことも重要である。その結果、長時間勤務の要因が、構造的・組織的なものであった場合は、業務の取捨選択や優先順位の明確化、業務

プロセスの改善等を行った上で、適切な人員配置等を行っていくことも必要である。

教職員については、平成 30 年 3 月に策定された「横浜市立学校教職員の働き方改革プラン」に基づき、働き方改革に取り組んできた。同プランは、令和 5 年 2 月に策定された「第 4 期横浜市教育振興基本計画」に内包され、引き続き、教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革に取り組んでいる。その結果、2 か月連続で時間外在校等時間が月 80 時間超の教職員数が、平成 30 年度の 3,995 人から令和 4 年度には 2,608 人に減少する等、一定の成果は見られるが、着実な取組が求められる状況である。業務のアウトソーシング、学校行事の見直し等、業務の適正化・精選といった教職員の働き方改革を、様々な観点から、着実に推進されたい。

昨年度から、本委員会では、労働基準監督機関としての立場から、市長部局や市立学校等の事業場に対し、適宜、実地調査を行っている。当該調査においても、超過勤務時間が規則の上限時間を超えている職員が確認された。任命権者においては、業務内容の精査や業務分担の見直し・平準化等を行う等の取組を、より一層推進することが求められる。

また、当該調査では、会計年度任用職員の超過勤務申請について、所定勤務時間を超えて労働した分の申請がなされていなかった事例を指摘した。本市の会計年度任用職員の勤務条件では超過勤務は想定されていないことから、各職場において、適切に勤務時間管理を行うことが重要である。その上で、超過勤務が発生した場合は、適正な超過勤務の手続をされたい。

(2) 職員の心身の健康の確保

本市における精神疾患による休職者数は、近年、右肩上がりに増加しており、令和 4 年度は「横浜市職員の心の健康づくり計画」策定以来、最も多くなった。

職員が心身ともに健康的に働くためには、心理的安全性を高めていくとともに、職員一人ひとりが組織に愛着を持ち、心からやりがいを感じて仕事に取り組むことができる職場環境の整備が重要である。また、予防から再発防止までの各段階で、組織のトップのリーダーシップの下で、職員、衛生管理者、管理監督者、産業保健スタッフ、安全衛生委員会等が緊密に連携し、それぞれの役割を果たすことが求められる。

適切に休暇を取得する等のセルフケアに加え、管理監督者が、職員の満足度や心の健康度を、より把握しやすくするための手法の充実等、ラインケアの充実が重要である。また、産業保健スタッフ等によるケアとして、医師による面接指導の確実な実施等にも、引き続き、着実に取り組まれない。

(3) ハラスメントの防止

ハラスメントは、職員の心身の健康や満足度を損なうとともに、円滑な職場運営にも著しい支障が生じうるものである。

パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなど、あらゆるハラスメントについて、引き続き、研修等を通じて、全ての職員が、正しい理解や意識の向上に努める必要がある。

また、任命権者においては、ハラスメント相談員の増員等、相談体制の強化拡大を図ったことで、相談件数が増えてきているが、引き続き、より相談しやすい環境を整えていくことが重要である。

本年6月に成立、施行されたいわゆる「LGBT理解増進法⁵」では、事業主の責務として、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等により理解の増進に努めること等が掲げられた。任命権者において、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する偏見に基づく言動は、ハラスメントであることを念頭に、正しい理解や意識の醸成、人権意識の向上等に、積極的に取り組まれない。

4 柔軟な働き方が可能な職場づくり

育児、介護、リスクリング、地域活動への従事、高齢期の職員の就労継続の後押し、健康不安への対処等、働き方に関する価値観やライフスタイルが多様化する中で、職員一人ひとりが、意欲とやりがいを持って、力を発揮し続けていくためには、個々の職員がその希望や置かれている事情に応じた働き方を選択できる制度を整備していくことが重要である。

(1) 仕事と育児の両立支援

⁵ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

令和5年6月16日に決定された、いわゆる「骨太方針2023」では、「共働き・共育ての推進⁶」に取り組んでいくことが掲げられている。男性職員の育児休業の取得促進は、男女間における育児・介護といったケア労働の偏りの解消や、社会全体の意識改革に資するとともに、男性職員が育児休業を取得しやすい職場づくりは、全ての職員にとって仕事と生活の両立が可能な、働きやすい職場の実現への第一歩でもある。男性職員の育児休業の取得が当たり前になるよう、より一層、取組を推進していく必要がある。

「令和4年度Weプランアンケート」では、仕事と生活のバランスについて、職員・責任職ともに満足度が上昇していた一方、仕事と子育ての両立について、職員・責任職ともに「業務繁忙」「他の職員に迷惑がかかる」といった点で不安を感じる、という回答が多く見られた。また、男性職員の育児休業について、上司や同僚の回答としては、取得に賛成の声がほとんどであったが、「職場への配慮から不在期間の組織のフォローの必要性がある」という意見も見られた。

男性職員の育児休業の取得期間は、女性職員に比べて、短期となっている実態がある。短期である場合も含め、必ずしも、代替職員の配置が行われないうことも考えられるが、こうしたことが、男性職員が育児休業の取得を考えるに当たっての妨げとならないようにしていく必要がある。令和4年度からは、子どもを持つことになった職員に対し、面談を行った上で、育児休業の取得を前提とした計画書の作成を行うこととなった。組織的な働きかけがなされ、令和4年度の男性職員の育児休業取得率は51.9%と半数を超えた。引き続き、組織のトップによる力強いリーダーシップや、職場全体でのサポートや後押し等といった適切なマネジメントにより、令和7年度までに男性職員の育児休業取得率を100%にするという目標達成に向けた取組を推進されたい。

加えて、小学校低学年までの子や、年齢で発達段階を区切ることができない障害児や医療的ケア児を育てる職員の、仕事と生活の両立支援の取組について検討していくことが重要である。部分休業や育児短時間勤務を取得できる子の年齢要件は、地方公務員の育児休業等に関する法律によるが、年齢要件を広げる休暇制度を導入している他自治体もあり、「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を掲げる本市として、研究が進められることを期待したい。

⁶ 男性育休の取得促進や育児期を通じた柔軟な働き方の推進、多様な働き方と子育ての両立支援

(2) テレワークの推進

「横浜DX戦略」では、柱の一つである「デジタルを活用した新しい行政の実現」の一環として、場所を選ばない働き方の実現が掲げられている。特に、テレワークは、コロナ禍を経て、柔軟な働き方の一つとして広く認識されるようになった。仕事と生活の両立の手段となることに加え、育児・介護等が必要な状況においても有用な働き方となる等、多様な人材が能力を発揮できる職場環境の向上につながると考えられる。

本市においても、令和6年4月から開始される「Link-Up! YOKOHAMA」により、個人所有のデバイスから庁内ネットワークの利用が可能になる等、デジタルインフラが整備されることとなり、利用シーンの一層の拡大が期待される。それに伴い、モバイルワークにおける実施場所の確保へのニーズが高まることが想定されるため、本市職員のニーズ等を踏まえながら、より利用しやすい環境の整備について検討していくことが重要である。また、緊急時に有効に活用するためには、平時における積極的な活用が必要であり、今後、働き方の選択肢の一つとして、より定着することが望ましい。

(3) 柔軟な働き方に対応した制度等

国において、「テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方に関する研究会」の最終報告を踏まえて、勤務間インターバルの確保に関する努力義務規定の新設、テレワークの実施に関する統一的な基準の策定、在宅勤務で発生する自宅の光熱費や水道代といった負担を補助する「在宅勤務等手当」の新設等、様々な検討が開始されている。

本市においても、国の動向や社会情勢を注視しつつ、職員のニーズや職場の実態を踏まえた、柔軟な働き方に対応した制度等についての検討が必要である。本年4月から、横浜版フレックスタイム制度の充実に向けた試行実施が行われる等、任命権者においても、職員のニーズへの対応を図っているところであるが、これとともに、既存の制度や付随する制度についての充実も求められる。

一方、個々の職員に事情の変化があった場合、職責や勤務時間等、様々な側面から、働き方を柔軟に選択できることは、職員の働きやすさや組織への信頼感につながるものである。例えば、本市においては、希望降任制

度が整備されている。こうした制度について、再チャレンジの取扱いと併せて、丁寧に情報提供することは、降任に対するマイナスのイメージを払拭し、職責の面でも、柔軟な働き方の浸透を図ることができると考えられる。また、定年退職後の人生設計の準備等の観点から、地方公務員法では、高齢者部分休業制度の導入が可能とされている。個々の職員の事情に合わせて、柔軟にキャリアプランを選択できる職場環境の整備に向け、本市においても、様々な検討が進められることを期待したい。

加えて、多くの職員が直面する可能性のある、仕事と介護との両立については、制度の周知や取得事例・ロールモデルの紹介等を積極的に行い、介護に直面した職員がためらうことなく制度を利用できるようにしていくことも重要である。

むすびに

本年の人事院勧告・報告では、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備として、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案が示された。その方向性としては、「①多様性ある人材の公務への誘致とその能力発揮・活躍の促進、②チームや組織全体での体制の円滑な機能、③国民の理解や信頼の観点を調和させつつ、様々な立場の職員にとってより納得感のあるものとなるよう、分かりやすくインクルーシブ（包摂的）な体系を志向し、より職務や個人の能力・実績に応じたものにシフトすると同時に、行政サービスの提供体制の維持や人材確保上の要請、人事当局の事務負担にも配慮していく必要がある」と言及されている。

また、令和6年以降も見据え、公務員の給与水準の在り方や65歳定年の完成を視野に入れた60歳前・60歳超の各職員層の給与水準（給与カーブ）の在り方についても、人事管理に係る他の制度と一体で引き続き検討を行っていく、とされた。

これらの社会と公務の変化に応じた給与制度の整備は、国にとどまらず、地方公務員の給与制度にも大きく影響を及ぼしていくことが想定されるものである。

今後、こうした国の動向や検討の趣旨に加え、社会情勢等も踏まえていく中で、本市として、人事給与制度全般において、独自に検証を進め、課題を抽出するとともに、課題の解決に向けて取り組んでいくことが肝要である。

本委員会としても、任命権者と協力しながら、職員一人ひとりが、やりがいを持って、力を発揮することができるよう、今後の勧告・報告に向けて、引き続き検討を進めていく所存である。

参 考 资 料

目 次

第1部 本市職員給与の実態

(ページ)

横浜市職員給与等実態調査の概要	41
第1表 給料表別・級別平均給与月額等	42
第2表 給料表別人員等	43
第3表 給料表別・年齢別平均給料月額等	62
第4表 扶養手当の支給状況	66
第5表 住居手当の支給状況	66
第6表 管理職手当の支給状況	67

第2部 民間給与の実態

(ページ)

職種別民間給与実態調査の概要	71
第7表 産業別・企業規模別抽出事業所数	71
第8表 企業規模別・職種別・学歴別給与月額等	72
第9表 民間における特別給の支給状況	80
第10表 民間における冬季賞与の配分状況	80
第11表 職種別・学歴別初任給	81
第12表 民間における扶養(家族)手当の支給状況	82
第13表 民間における給与改定の状況	83
第14表 民間における定期昇給の実施状況	83
第15表 民間における在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況	84
第16表 対応級表	84
(参考) ラスパイレス方式による比較とは?	85

第3部 労働経済の動向

(ページ)

第17表 労働経済指標	88
-------------	----

第1部 本市職員給与の実態

横浜市職員給与等実態調査の概要

1 調査の目的及び時期

この調査は、令和5年4月1日を基準日として、本市職員の給与等の実態を把握することを目的として行ったものである。

2 調査対象

(1) 対象職員

一般職の職員のうち、行政職員、消防職員、教育職員、医療職員
(技能職員、企業局職員、会計年度任用職員及び休職者等を除く。)

※ 暫定再任用職員については、データの集計には加えていない。

(2) 調査人員

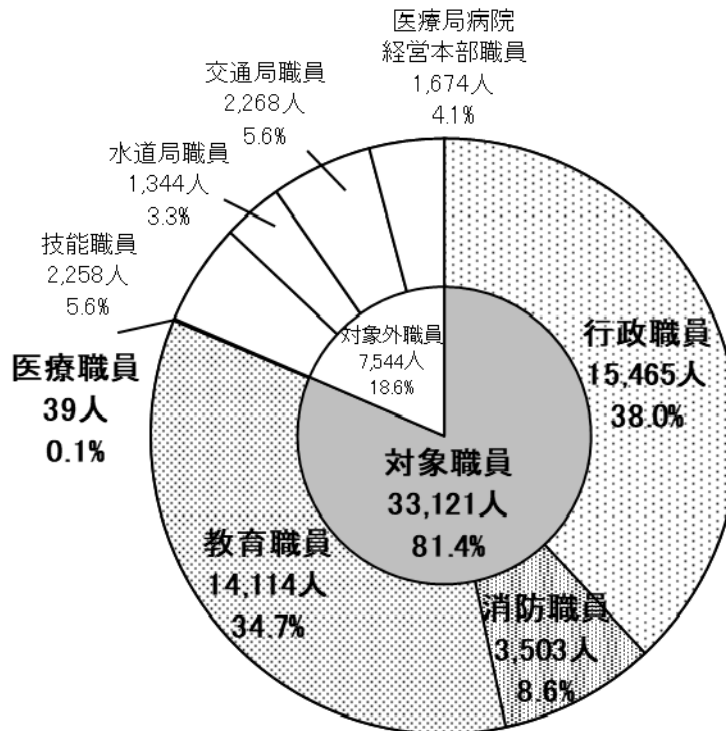
33,121人

3 調査事項

本市職員の適用給料表、級、号給、給料月額、給料の調整額、教職調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、学歴、性別、年齢ほか

【職員数内訳】

全職員：40,665人（会計年度任用職員、休職者等を除く。）



(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入している。

第1表 給料表別・級別平均給与月額等

(その1) 行政職員給料表

級	職員数	平均給与月額						平均年齢	平均扶養 親族数	平均経験 年数
		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当			
全	15,465	385,373	317,963	6,486	52,635	3,770	4,519	40.6	0.62	17.7
1	2,914	243,508	202,303	428	32,437	8,340	0	26.1	0.05	3.9
2	4,607	328,250	272,738	4,552	44,366	6,594	0	35.4	0.47	12.2
3	3,935	440,290	371,972	7,580	60,728	10	0	50.5	0.69	27.8
4	2,242	441,292	367,537	11,546	60,653	1,556	0	44.8	1.12	21.5
5	573	478,270	398,870	13,284	65,945	171	0	49.0	1.27	25.7
6	930	593,516	451,733	12,953	81,864	0	46,966	51.3	1.18	27.8
7	217	701,634	502,548	10,827	96,777	0	91,482	54.6	1.02	31.1
8	47	803,751	549,879	7,872	110,862	0	135,138	57.3	0.57	34.1

(その2) 消防職員給料表

級	職員数	平均給与月額						平均年齢	平均扶養 親族数	平均経験 年数
		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当			
全	3,503	378,355	308,325	12,349	51,655	3,855	2,171	39.1	1.26	18.1
1	611	245,475	202,793	1,385	32,668	8,629	0	24.6	0.15	3.7
2	1,138	326,124	264,232	11,297	44,085	6,510	0	32.6	1.21	11.0
3	1,303	440,524	363,182	16,074	60,681	587	0	48.5	1.60	28.1
4	255	462,189	377,607	20,633	63,718	231	0	45.5	2.05	24.3
5	68	484,919	399,644	18,390	66,885	0	0	48.4	1.85	26.5
6	103	601,720	449,093	18,029	82,996	0	51,602	52.3	1.69	30.7
7	25	698,153	500,436	9,760	96,297	0	91,660	57.4	1.12	35.8

(その3) 教育職員給料表

級	職員数	平均給与月額						平均年齢	平均扶養 親族数	平均経験 年数
		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当			
全	14,114	410,606	340,796	6,337	56,001	4,585	2,887	39.1	0.62	15.7
1	2	332,078	264,576	13,250	44,452	9,800	0	35.0	1.50	14.6
2	11,312	384,313	321,432	4,982	52,224	5,675	0	36.5	0.50	13.2
3	1,932	489,015	409,644	11,694	67,413	264	0	48.1	1.11	24.6
4	505	560,774	429,812	13,601	77,337	0	40,024	51.8	1.22	27.8
5	363	604,162	454,363	9,904	83,333	0	56,562	56.1	0.85	32.5

(その4) 医療職員給料表

級	職員数	平均給与月額						平均年齢	平均扶養 親族数	平均経験 年数
		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当			
全	39	643,184	480,656	8,295	88,507	1,508	64,218	50.1	0.82	24.3
1	2	387,960	326,000	0	52,160	9,800	0	32.7	0.00	6.6
2	5	474,972	397,400	5,300	64,432	7,840	0	38.3	0.60	12.8
3	9	599,514	457,822	14,778	82,692	0	44,222	45.4	1.44	19.4
4	20	708,197	513,115	8,200	97,682	0	89,200	54.8	0.80	29.3
5	3	791,274	574,633	0	109,141	0	107,500	63.9	0.00	37.1

(その5) 全給料表

級	職員数	平均給与月額						平均年齢	平均扶養 親族数	平均経験 年数
		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当			
全	33,121	395,687	326,865	7,045	54,008	4,124	3,645	39.9	0.69	16.9

(注) 給料には、「給料の調整額」、「教職調整額」及び「切替に伴う差額」を含む。

第2表 給料表別人員等

(その1) 給料表別・学歴別・性別人員

給料表	職員数	学歴別人員				性別人員	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
行政職員	15,465 (46.7)	12,471 (80.6)	979 (6.3)	2,001 (12.9)	14 (0.1)	7,904 (51.1)	7,561 (48.9)
消防職員	3,503 (10.6)	1,564 (44.6)	37 (1.1)	1,902 (54.3)	0 (0.0)	3,351 (95.7)	152 (4.3)
教育職員	14,114 (42.6)	13,519 (95.8)	585 (4.1)	10 (0.1)	0 (0.0)	6,063 (43.0)	8,051 (57.0)
医療職員	39 (0.1)	39 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	19 (48.7)	20 (51.3)
計	33,121 (100.0)	27,593 (83.3)	1,601 (4.8)	3,913 (11.8)	14 (0.0)	17,337 (52.3)	15,784 (47.7)

(注) 1 ()内の数字は、構成比である。

2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない。

(その2) 行政職員給料表の級別・号給別給料月額・人員

級 号給	1級 (職員Ⅰ)		2級 (職員Ⅱ)		3級 (職員Ⅲ)		4級 (係長職)		5級 (課長補佐職)	
	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員
全	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
	-	2,914	-	4,607	-	3,935	-	2,242	-	573
1	132,900		201,100		222,300		240,900		265,600	
2	134,000		203,100		224,100		243,100		267,800	
3	135,100		205,000		225,900		245,200		270,100	
4	136,100		207,100		227,800		247,400		272,300	
5	137,000		209,000		229,800		249,600		274,500	
6	138,000		210,900		231,800		251,800		276,600	
7	139,000		212,600		233,700		253,900		278,700	
8	140,100		214,200		235,700		256,000		280,800	
9	141,100		215,900		237,600		258,100		282,900	
10	142,200		217,500		239,500		260,200		285,000	
11	143,300		219,100		241,300		262,300		287,100	
12	144,400		220,800	1	243,200		264,500		289,300	
13	145,500		222,400	1	244,900		266,700		291,500	
14	146,500		224,300	2	246,900		268,800		293,700	
15	147,500		226,200	13	248,900		270,900		295,800	
16	148,600		228,000	5	250,800		273,000	1	297,900	
17	149,600		229,800	229	252,700		275,100	5	300,000	
18	150,700		231,800	109	254,600		277,300	1	302,200	
19	151,800		233,700	64	256,500		279,500	2	304,300	
20	152,800		235,700	46	258,500		281,800		306,300	
21	153,800	20	237,600	219	260,500		284,000	7	308,400	
22	154,900	1	239,500	94	262,500		286,100	12	310,500	
23	156,000	11	241,300	68	264,500		288,200	3	312,700	
24	157,100	2	243,200	50	266,500		290,300	2	314,900	
25	158,300	13	245,000	216	268,500		292,400	14	317,200	
26	159,900	15	246,900	93	270,600		294,600	5	319,400	
27	161,500	5	248,600	75	272,700		296,700	9	321,700	
28	163,100		250,500	62	274,700		298,700	6	324,000	
29	164,700	18	252,200	93	276,700		300,700	27	326,300	
30	166,600	14	254,100	68	278,600		302,800	5	328,600	
31	168,900	3	256,100	111	280,600		304,900	12	330,900	1
32	171,100		258,000	44	282,600		307,000	9	333,200	
33	173,400	11	259,800	144	284,600		309,100	18	335,500	
34	175,800	17	261,700	60	286,600		311,300	6	337,700	
35	178,300	6	263,600	166	288,600		313,500	26	339,900	
36	180,800	4	265,500	48	290,600		315,800	3	342,000	
37	183,100	272	267,300	117	292,600		318,000	32	344,100	
38	184,700	43	269,200	46	294,600		320,300	13	346,100	
39	186,000	21	271,100	155	296,600	1	322,600	24	348,200	
40	187,400	10	273,000	40	298,600		324,900	4	350,200	
41	188,700	318	274,700	111	300,600		326,900	45	352,100	
42	190,300	49	276,600	41	302,700		329,300	16	354,100	
43	191,900	31	278,500	162	304,900	1	331,600	35	356,100	1
44	193,500	14	280,400	41	307,100		333,900	12	358,000	
45	195,000	324	281,900	98	309,200		336,100	46	359,900	1
46	196,600	49	283,700	47	311,300		338,300	9	361,700	
47	198,100	25	285,600	180	313,500		340,500	29	363,400	
48	199,700	34	287,400	38	315,700		342,700	20	365,100	
49	201,400	319	289,200	83	317,800	1	344,800	36	366,700	
50	203,300	68	291,000	50	320,000	1	346,800	15	368,200	
51	205,200	37	292,900	101	322,100		348,800	30	369,600	4
52	207,300	34	294,800	26	324,200		350,800	13	371,100	3

6級 (課長職)		7級 (部長職)		8級 (局区長職)	
給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員
円	人	円	人	円	人
-	930	-	217	-	47
318,500		456,500		543,800	13
321,200		459,500		546,100	
324,000		462,600		548,400	16
326,800		465,600		550,700	3
329,500	1	468,700		552,900	5
332,200		471,800		555,000	1
334,900		474,800		557,000	6
337,700		477,700	3	559,000	1
340,400		480,500		561,000	
343,100		482,900		563,000	1
345,800		485,200		564,900	1
348,600		487,400	1	566,700	
351,400		489,600		568,600	
354,100		491,000		570,400	
356,900		492,400	2	572,200	
359,700		493,800	6	574,000	
362,500		495,200	13	575,700	
365,300		496,500	14	577,300	
368,000		497,800	17	578,800	
370,700		499,100	11	580,200	
373,500		500,100	15	581,600	
376,200		501,100	13	582,900	
379,000	1	502,000	23	584,200	
381,800		502,800	8	585,400	
384,500		503,600	11	586,600	
387,300		504,400	7	587,900	
390,100	1	505,200	7	589,100	
392,900		506,100	11	590,400	
395,500		506,900	7	591,600	
398,200		507,700	10	592,800	
400,800	2	508,500	4	594,000	
403,400		509,300	2	595,300	
406,000		510,100	6	596,500	
408,500		510,900	6	597,700	
411,000	1	511,700	5	599,000	
413,500		512,600	2	600,200	
416,000	2	513,400	3	601,400	
418,400	1	514,200	4	602,600	
420,900	3	515,100	1	603,800	
423,400	4	516,000	1	605,100	
425,800	6	516,800	2	606,300	
428,000	10	517,600	1	607,500	
430,200	17	518,500	1	608,700	
432,300	7	519,400		610,000	
434,400	22	520,200		611,200	
436,400	28	521,000		612,400	
438,300	31	521,800		613,600	
440,100	25	522,700		614,800	
441,800	31	523,500		616,000	
443,500	39	524,300		617,200	
445,100	41	525,100		618,400	
446,600	30	526,000		619,600	

級 号給	1級 (職員Ⅰ)		2級 (職員Ⅱ)		3級 (職員Ⅲ)		4級 (係長職)		5級 (課長補佐職)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
53	209,100	303	296,700	133	326,300	2	352,800	35	372,400	7
54	211,000	67	298,600	47	328,400	1	354,700	10	373,700	1
55	212,600	62	300,500	78	330,400	5	356,600	48	375,000	5
56	214,300	39	302,300	33	332,400		358,400	15	376,300	4
57	215,900	295	304,200	100	334,300	7	360,100	59	377,600	6
58	217,600	74	306,200	47	336,300	3	361,500	16	378,800	1
59	219,400	50	308,100	111	338,200	15	363,000	28	380,000	5
60	221,300	37	310,000	30	340,100	2	364,400	16	381,100	2
61	223,000	35	311,800	101	342,000	20	365,800	40	382,100	4
62	225,100	2	313,500	48	343,800	21	367,100	15	383,100	7
63	227,100	14	315,200	79	345,500	37	368,300	39	384,100	6
64	229,100	5	316,800	29	347,200	42	369,500	16	385,000	2
65	230,900	21	318,500	76	348,800	55	370,600	31	385,900	7
66	232,900	5	319,800	34	350,300	28	371,600	15	386,700	1
67	234,900	4	321,000	46	351,700	46	372,600	34	387,400	11
68	237,000	1	322,300	25	353,100	43	373,500	22	388,100	2
69	239,000	6	323,400	53	354,400	84	374,300	32	388,800	13
70	241,000	1	324,600	16	355,700	31	375,100	17	389,400	1
71	242,800	9	325,700	31	357,000	73	375,900	41	390,000	16
72	244,800		326,800	12	358,200	38	376,600	17	390,700	5
73	246,700	6	327,800	18	359,300	68	377,300	45	391,400	14
74	248,600	5	328,900	9	360,300	47	378,000	7	392,000	7
75	250,500	3	330,100	5	361,200	62	378,600	32	392,600	11
76	252,400	1	331,200		362,100	32	379,100	16	393,100	3
77	254,200	6	332,200	2	363,000	64	379,600	37	393,700	14
78	256,100	3	333,100	4	363,800	50	380,100	12	394,200	5
79	258,100	5	334,000	4	364,500	73	380,600	29	394,700	12
80	260,100		334,800	3	365,100	40	381,000	15	395,200	6
81	261,900	6	335,500	1	365,700	52	381,400	33	395,700	10
82	263,900	5	336,200		366,400	41	381,900	14	396,100	3
83	265,900	7	336,900	1	367,000	64	382,300	27	396,600	10
84	267,800		337,500	2	367,600	45	382,700	15	397,000	7
85	269,600	2	338,100	1	368,100	52	383,000	33	397,400	10
86	271,600	3	338,700	2	368,500	41	383,400	14	397,900	9
87	273,600		339,300		368,900	67	383,800	28	398,300	13
88	275,600		339,900	1	369,300	65	384,200	20	398,700	8
89	277,200	5	340,400	2	369,700	47	384,600	24	399,100	12
90	279,100	2	340,900		370,100	40	385,100	21	399,500	8
91	281,000	4	341,400	1	370,500	62	385,500	27	400,000	11
92	282,900		341,900		370,800	44	385,900	10	400,400	8
93	284,800	2	342,500		371,200	52	386,200	26	400,800	11
94	285,600		343,000		371,600	34	386,600	13	401,300	8
95	286,300	2	343,400		372,000	58	387,000	25	401,700	5
96	286,900	1	343,900	1	372,400	45	387,400	14	402,100	2
97	287,400	1	344,400		372,700	43	387,800	18	402,500	5
98	287,900		344,900		373,100	33	388,200	22	402,900	7
99	288,400	1	345,400	1	373,400	40	388,700	23	403,400	9
100	288,900		345,900		373,800	37	389,100	11	403,800	7
101	289,300	4	346,300	2	374,100	39	389,500	18	404,200	10
102	289,700		346,600		374,500	39	389,900	11	404,700	10
103	290,100	2	346,900		374,800	27	390,300	20	405,100	9
104	290,500		347,200	1	375,200	30	390,700	14	405,500	10

6級 (課長職)		7級 (部長職)		8級 (局区長職)	
円	人	円	人	円	人
448,000	30	526,900		620,900	
449,300	25	527,700		622,100	
450,500	35	528,500		623,300	
451,600	37	529,400		624,600	
452,600	30	530,300		625,800	
453,500	30	531,100			
454,400	25	531,900			
455,200	25	532,700			
455,900	17	533,600			
456,600	27				
457,300	26				
458,000	15				
458,600	17				
459,200	21				
459,900	20				
460,600	19				
461,300	31				
461,900	26				
462,600	24				
463,300	11				
463,900	14				
464,500	9				
465,200	14				
465,900	14				
466,500	13				
467,200	9				
467,900	11				
468,500	10				
469,100	7				
469,800	7				
470,500	7				
471,100	5				
471,700	5				
472,300	2				
473,000	1				
473,700	3				
474,300					
475,000	3				
475,700	2				
476,300					
476,900					
477,600					
478,300					
479,000					
479,600					
480,300					
481,000					
481,600					
482,200					
482,900					
483,600					
484,200					

級 号給	1級 (職員Ⅰ)		2級 (職員Ⅱ)		3級 (職員Ⅲ)		4級 (係長職)		5級 (課長補佐職)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
105	290,900		347,500		375,500	47	391,100	13	405,900	8
106	291,300				375,900	46	391,600	8	406,400	10
107	291,700	1			376,300	37	392,100	19	406,800	3
108	292,000				376,600	23	392,500	9	407,200	11
109	292,300	1			376,900	39	392,800	14	407,600	11
110	292,600				377,300	28	393,200	15	408,100	11
111	292,900	1			377,700	60	393,700	23	408,500	15
112	293,200				378,000	49	394,100	11	408,900	14
113	293,600	17			378,400	61	394,500	15	409,300	13
114					378,800	39	395,000	19	409,700	10
115					379,200	71	395,400	29	410,200	13
116					379,500	41	395,800	14	410,600	7
117					379,900	82	396,100	23	411,000	12
118					380,300	40	396,500	20	411,400	7
119					380,700	84	397,000	26	411,900	8
120					381,000	56	397,400	16	412,300	7
121					381,400	81	397,800	15	412,700	6
122					381,800	46	398,300	14	413,200	5
123					382,100	72	398,700	18	413,700	3
124					382,500	57	399,100	19	414,100	4
125					382,800	59	399,400	13	414,500	
126					383,200	74	399,800	18	414,900	
127					383,600	63	400,300	13	415,400	3
128					383,900	78	400,700	18	415,800	
129					384,300	60	401,100	17	416,200	
130					384,700	87	401,600	12	416,700	1
131					385,000	41	402,100	8	417,100	
132					385,300	73	402,500	11	417,500	
133					385,600	251	402,800	12	417,900	1
134							403,200	2	418,400	
135							403,700	2	418,900	
136							404,100	1	419,300	
137							404,500	1	419,700	
138							405,000	1	420,100	
139							405,500		420,500	
140							405,900		420,900	
141							406,300		421,300	
142							406,800			
143							407,200			
144							407,600			
145							408,000			
146							408,500			
147							409,000			
148							409,400			
149							409,800	1		

(参考)

定年前 再任用 短時間 勤務職員	183,600		210,700		246,800		263,500		284,800	
暫定再任用 職員	183,600	1	210,700	1	246,800	575	263,500	61	284,800	

- (注) 1 表中の太線は各級の最高号給を表す。(以下第2表の各表において同じ。)
2 (参考)の給料月額、基準給料月額である。(以下第2表の各表において同じ。)

(その3) 消防職員給料表の級別・号給別給料月額・人員

級 号給	1級 (消防士)		2級 (消防士長)		3級 (消防司令補等)		4級 (係長職)		5級 (課長補佐職)	
	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員
全	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
	-	611	-	1,138	-	1,303	-	255	-	68
1	164,000		185,000		216,000		240,900		265,600	
2	164,700		186,800		218,000		243,100		267,800	
3	165,300		188,500		220,000		245,200		270,100	
4	165,900		190,200		222,000		247,400		272,300	
5	166,400		191,900		224,000		249,600		274,500	
6	167,400		193,700	3	225,800	1	251,800		276,600	
7	168,400		195,400		227,600		253,900		278,700	
8	169,400		197,200		229,400		256,000		280,800	
9	170,300		199,000	1	231,300		258,100		282,900	
10	170,900	5	200,900	7	233,200	2	260,200		285,000	
11	171,700		202,800	2	235,100		262,300		287,100	
12	172,400	7	204,800	9	237,000	1	264,500		289,300	
13	173,100	1	206,800		238,900		266,700		291,500	
14	174,000	6	208,800	22	240,700	4	268,800		293,700	
15	174,900	11	210,500	6	242,600	2	270,900		295,800	
16	175,700	8	212,200	8	244,500		273,000		297,900	
17	176,800	1	213,900	1	246,400		275,100		300,000	
18	178,800	34	215,600	41	248,300	3	277,300		302,200	
19	180,500	9	217,400	12	250,200		279,500		304,300	
20	182,300	7	219,000	9	252,000	3	281,800		306,300	
21	184,000		220,600	2	253,900	1	284,000		308,400	
22	185,700	20	222,300	57	255,700	3	286,100		310,500	
23	187,200	10	223,900	21	257,600		288,200	1	312,700	
24	188,900	15	225,600	10	259,500	8	290,300	2	314,900	
25	190,700	2	227,400	1	261,500		292,400	1	317,200	
26	192,400	53	229,100	61	263,400	4	294,600		319,400	
27	193,900	8	231,000	11	265,400		296,700		321,700	
28	195,300	20	232,900	12	267,300	5	298,700	1	324,000	
29	196,800	4	234,800	8	269,300	1	300,700		326,300	
30	198,300	74	236,600	27	271,300	3	302,800	1	328,600	
31	200,000	13	238,500	7	273,400	3	304,900	1	330,900	
32	201,500	15	240,500	11	275,400	6	307,000	1	333,200	
33	203,200	2	242,400	1	277,400	5	309,100		335,500	
34	205,100	59	244,300	33	279,200		311,300	1	337,700	
35	207,000	11	246,200	12	281,200	1	313,500		339,900	
36	209,000	13	248,000	16	283,100	7	315,800	1	342,000	
37	210,800	6	249,900	8	285,100		318,000	1	344,100	
38	212,600	49	251,700	53	287,000	5	320,300	2	346,100	
39	214,200	14	253,700	14	289,000	1	322,600		348,200	
40	215,700	16	255,600	32	291,000	10	324,900	1	350,200	
41	217,400	5	257,500	13	293,000	5	327,200	1	352,100	
42	219,100	28	259,400	42	294,900	7	329,300	1	354,100	
43	220,800	17	261,400	17	296,900	3	331,600	1	356,100	
44	222,500	9	263,400	22	298,900	6	333,900	1	358,000	
45	224,300	5	265,400	9	300,900	2	336,100	1	359,900	
46	225,900	13	267,400	27	302,700	7	338,300	5	361,700	1
47	227,800	6	269,300	17	304,900		340,500	2	363,400	
48	229,700	1	271,400	28	307,100	11	342,700	1	365,100	
49	231,600	5	273,400	8	309,200	3	344,800	2	366,700	
50	233,600	11	275,400	19	311,300	5	346,800	3	368,200	
51	235,600	2	277,400	6	313,500	2	348,800	1	369,600	
52	237,500	1	279,300	22	315,700	4	350,800	3	371,100	1

6 級 (課長職)		7 級 (部長職)	
給料月額	人員	給料月額	人員
円	人	円	人
-	103	-	25
318,500		456,500	
321,200		459,500	
324,000		462,600	
326,800		465,600	
329,500		468,700	
332,200		471,800	
334,900		474,800	
337,700		477,700	
340,400		480,500	
343,100		482,900	
345,800		485,200	
348,600		487,400	1
351,400		489,600	
354,100		491,000	1
356,900		492,400	1
359,700		493,800	2
362,500		495,200	3
365,300		496,500	1
368,000		497,800	
370,700		499,100	2
373,500		500,100	1
376,200		501,100	3
379,000		502,000	
381,800		502,800	2
384,500		503,600	
387,300		504,400	1
390,100		505,200	
392,900		506,100	2
395,500		506,900	1
398,200		507,700	1
400,800		508,500	1
403,400		509,300	
406,000		510,100	
408,500		510,900	1
411,000		511,700	
413,500		512,600	1
416,000		513,400	
418,400		514,200	
420,900		515,100	
423,400		516,000	
425,800		516,800	
428,000	3	517,600	
430,200	1	518,500	
432,300	2	519,400	
434,400	4	520,200	
436,400	1	521,000	
438,300	6	521,800	
440,100	5	522,700	
441,800	2	523,500	
443,500	8	524,300	
445,100	4	525,100	
446,600	9	526,000	

級 号給	1級 (消防士)		2級 (消防士長)		3級 (消防司令補等)		4級 (係長職)		5級 (課長補佐職)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
53	239,600		281,400	8	317,800	3	352,800	2	372,400	1
54	241,500	2	283,300	25	320,000	7	354,700	2	373,700	1
55	243,400	1	285,300	9	322,100	5	356,600	2	375,000	
56	245,200	3	287,300	42	324,200	9	358,400	1	376,300	
57	247,200		289,300	12	326,300	6	360,100	2	377,600	
58	249,100	1	291,000	17	328,400	5	361,500	1	378,800	
59	251,000	2	293,000	13	330,400	1	363,000	1	380,000	
60	252,700	1	294,900	21	332,400	6	364,400	2	381,100	1
61	254,600		296,800	7	334,300	2	365,800	3	382,100	1
62	256,300		298,800	20	336,300	9	367,100	2	383,100	1
63	258,200		300,800	8	338,200	4	368,300	1	384,100	
64	260,200		302,700	17	340,100	4	369,500	6	385,000	
65	262,100		304,700	14	342,000	7	370,600	2	385,900	
66	264,000		306,800	18	343,800	9	371,600	5	386,700	
67	266,000		308,700	10	345,500	16	372,600	1	387,400	1
68	268,000		310,700	10	347,200	11	373,500	5	388,100	2
69	270,000		312,600	5	348,800	10	374,300		388,800	
70	271,900	1	314,500	29	350,300	14	375,100	5	389,400	1
71	273,900		316,400	5	351,700	8	375,900	1	390,000	
72	275,900		318,400	12	353,100	13	376,600	4	390,700	3
73	277,800		320,400	6	354,400	17	377,300	3	391,400	2
74	279,600	1	322,300	9	355,700	10	378,000	6	392,000	2
75	281,500		324,000	12	357,000	18	378,600	2	392,600	
76	283,400		325,800	13	358,200	13	379,100	2	393,100	1
77	285,200		327,500	4	359,300	12	379,600	2	393,700	1
78	285,700	1	329,100	9	360,300	11	380,100	4	394,200	1
79	286,400		330,700	3	361,200	8	380,600	2	394,700	
80	287,100		332,200	12	362,100	15	381,000	7	395,200	4
81	287,700		333,700	5	363,000	9	381,400		395,700	
82	288,400		335,200	2	363,800	12	381,900	5	396,100	1
83	289,200		336,700	6	364,500	4	382,300	1	396,600	
84	290,000		338,100	2	365,100	9	382,700	5	397,000	2
85	290,700		339,500		365,700	7	383,000	1	397,400	
86	291,500		340,800	1	366,400	7	383,400	4	397,900	2
87	292,200		342,100		367,000	12	383,800		398,300	
88	292,800		343,400		367,600	12	384,200	2	398,700	1
89	293,400		344,600		368,100	10	384,600	2	399,100	1
90	294,000		345,500		368,500	4	385,100	5	399,500	2
91	294,700	1	346,400		368,900	7	385,500	2	400,000	
92	295,400		347,200		369,300	10	385,900	3	400,400	1
93	296,000		347,900		369,700	5	386,200	2	400,800	
94	296,500		348,600		370,100	4	386,600	1	401,300	1
95	296,900		349,200		370,500	6	387,000	4	401,700	1
96	297,200		349,700		370,800	2	387,400	3	402,100	
97	297,500		350,200		371,200	8	387,800	3	402,500	
98	297,800		351,000		371,600	4	388,200	6	402,900	
99	298,100		351,900		372,000	5	388,700		403,400	
100	298,400		352,700		372,400	8	389,100		403,800	
101	298,800		353,500		372,700	13	389,500	2	404,200	1
102	299,100		354,200		373,100	6	389,900	2	404,700	1
103	299,400		354,900		373,400	14	390,300	4	405,100	
104	299,700		355,600		373,800	7	390,700	1	405,500	1

6 級 (課長職)		7 級 (部長職)	
円	人	円	人
448,000	3	526,900	
449,300	5	527,700	
450,500	4	528,500	
451,600	5	529,400	
452,600	4	530,300	
453,500	4	531,100	
454,400	5	531,900	
455,200	2	532,700	
455,900	3	533,600	
456,600	1		
457,300	3		
458,000	2		
458,600	3		
459,200			
459,900	2		
460,600	2		
461,300			
461,900	3		
462,600	2		
463,300			
463,900			
464,500	1		
465,200			
465,900			
466,500			
467,200			
467,900			
468,500	1		
469,100	1		
469,800	1		
470,500			
471,100			
471,700			
472,300			
473,000	1		
473,700			
474,300			
475,000			
475,700			
476,300			
476,900			
477,600			
478,300			
479,000			
479,600			
480,300			
481,000			
481,600			
482,200			
482,900			
483,600			
484,200			

級 号給	1級 (消防士)		2級 (消防士長)		3級 (消防司令補等)		4級 (係長職)		5級 (課長補佐職)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
105	300,100		356,300		374,100	12	391,100	2	405,900	2
106	300,400		357,000		374,500	4	391,600	2	406,400	
107	300,700		357,700		374,800	17	392,100	2	406,800	
108	301,000		358,300		375,200	8	392,500	3	407,200	
109	301,400		358,900		375,500	28	392,800	3	407,600	1
110	301,700		359,600		375,900	9	393,200	2	408,100	
111	302,000		360,300		376,300	21	393,700	5	408,500	5
112	302,300		360,900		376,600	5	394,100	2	408,900	1
113	302,700	1	361,500		376,900	27	394,500	3	409,300	3
114			362,000		377,300	15	395,000	1	409,700	
115			362,500		377,700	16	395,400	5	410,200	2
116			363,100		378,000	9	395,800	3	410,600	
117			363,800	4	378,400	15	396,100	2	411,000	3
118					378,800	11	396,500	1	411,400	2
119					379,200	23	397,000	3	411,900	2
120					379,500	15	397,400	3	412,300	1
121					379,900	17	397,800	3	412,700	
122					380,300	9	398,300	1	413,200	2
123					380,700	17	398,700	5	413,700	1
124					381,000	5	399,100	1	414,100	1
125					381,400	24	399,400		414,500	
126					381,800	5	399,800	1	414,900	
127					382,100	18	400,300	5	415,400	1
128					382,500	4	400,700	1	415,800	1
129					382,800	23	401,100	3	416,200	
130					383,200	8	401,600	3	416,700	
131					383,600	26	402,100	3	417,100	
132					383,900	13	402,500	7	417,500	
133					384,300	41	402,800	4	417,900	
134					384,700	28	403,200	2	418,400	
135					385,000	38	403,700	3	418,900	
136					385,300	26	404,100		419,300	
137					385,600	194	404,500		419,700	
138							405,000		420,100	
139							405,500		420,500	
140							405,900		420,900	
141							406,300	1	421,300	
142							406,800			
143							407,200			
144							407,600			
145							408,000			
146							408,500			
147							409,000			
148							409,400			
149							409,800			
(参考)										
定年前 再任用 短時間 勤務職員	183,600		210,700		246,800		263,500		284,800	
暫定再任用 職員	183,600		210,700		246,800	302	263,500	2	284,800	

(その4) 教育職員給料表の級別・号給別給料月額・人員

級 号給	1級 (実習助手等)		2級 (教諭等)		3級 (主幹教諭)		4級 (教頭)		5級 (校長等)	
	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員
全	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
	-	2	-	11,312	-	1,932	-	505	-	363
1	163,300		178,900		248,300		294,200		402,100	
2	164,700		181,000		250,600		296,800		403,600	
3	166,200		183,100		253,000		299,700		405,100	
4	167,700		185,200		255,100		302,100		406,600	
5	169,300		187,200		257,600		304,500		408,000	
6	171,200		189,300		259,800		306,900		409,400	
7	173,000		191,500	1	261,900		309,200		410,900	
8	174,700		193,500		263,900		311,500		412,400	
9	176,500		195,500	1	265,900		313,800		413,800	1
10	178,600		198,100		268,000		316,400		415,200	
11	180,500		200,500		270,000		319,100		416,600	
12	182,500		203,000		271,900		321,900		417,900	
13	184,400		205,600		273,900		324,300		419,200	1
14	186,600		207,000		275,900		326,300		420,600	
15	188,800		208,300	3	277,700		328,300		421,900	
16	190,700		209,800	1	279,600		330,500		423,300	1
17	192,800		211,400	402	281,200		332,700		424,500	
18	195,000		212,800		283,500		334,900		425,800	
19	197,300		214,200	41	285,700		337,200		427,000	1
20	199,500		215,600	7	288,100		339,300		428,300	1
21	201,800		216,900	425	290,100		341,400		429,400	
22	203,200		218,600	2	292,600		343,500		430,600	
23	204,600		220,200	56	294,800		345,700		431,800	2
24	206,100		221,800	13	297,500		347,800		433,100	
25	207,400		223,100	413	299,700		349,700		434,400	3
26	208,900		224,800	4	302,100		351,600		435,600	3
27	210,300		226,400	59	304,400		353,600		436,600	1
28	211,600		228,100	14	306,700		355,600		437,700	
29	212,600		229,700	424	308,800		357,500		439,000	
30	214,100		232,000	5	311,000		359,300		440,100	3
31	215,500		234,400	44	313,100		360,900		441,200	1
32	216,900		236,700	9	315,200		362,800		442,300	1
33	218,100		239,000	363	317,200		364,400		443,500	2
34	219,700		241,400	7	319,200		366,100		444,400	5
35	221,000		243,700	51	321,400	2	367,800		445,300	5
36	222,500		246,100	30	323,400	1	369,500		446,000	5
37	223,800		248,300	331	325,100	3	371,400		446,800	7
38	225,200		250,500	18	327,200		372,900		447,600	6
39	226,700		252,800	71	329,300	1	374,400		448,400	9
40	228,200		254,800	28	331,500	7	376,000		449,200	7
41	229,500		257,200	269	333,400	4	377,200		450,100	12
42	230,900		259,400	24	335,500		378,600		450,800	18
43	232,200		261,500	101	337,600	3	379,900		451,600	14
44	233,500		263,600	24	339,700	3	381,400	1	452,400	15
45	234,800	1	265,600	267	341,600	5	382,900		453,300	19
46	236,000		267,800	32	343,500	7	384,500		454,100	13
47	237,100		269,800	97	345,500	5	386,100	1	454,900	27
48	238,000		271,800	29	347,500	8	387,600		455,700	20
49	239,100		273,800	257	349,100	13	389,000		456,600	23
50	240,600		275,800	39	351,000	5	390,400	1	457,400	22
51	241,700		277,600	108	352,800	14	391,900	1	458,200	27
52	243,100		279,400	33	354,600	17	393,300		459,000	11

級 号給	1級 (実習助手等)		2級 (教諭等)		3級 (主幹教諭)		4級 (教頭)		5級 (校長等)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
53	244,100		281,100	252	356,500	19	394,500		459,900	19
54	245,300		283,400	70	358,200	14	395,800	1	460,700	13
55	246,600		285,700	131	359,800	21	396,900		461,400	11
56	247,600		288,100	32	361,400	20	398,000		462,200	11
57	248,800		290,100	167	362,800	11	399,300	2	463,100	23
58	249,900		292,600	59	364,300	21	400,500	2		
59	250,900		294,800	150	365,700	31	401,700	5		
60	252,000		297,500	37	367,100	26	403,000	1		
61	253,100		299,600	146	368,200	16	404,200	4		
62	254,400		302,000	62	369,500	18	405,200	4		
63	255,800		304,400	181	370,900	26	406,600	4		
64	256,900		306,700	49	372,200	22	407,900	5		
65	258,100		308,800	114	373,500	24	409,000	3		
66	259,600		311,000	50	374,700	17	410,100	1		
67	261,100		313,100	188	375,900	27	411,300	6		
68	262,700		315,200	55	377,200	19	412,400	7		
69	264,000		317,000	133	378,500	28	413,400	9		
70	265,400		319,000	67	379,600	29	414,400	2		
71	266,800		321,200	180	380,800	31	415,400	7		
72	268,100		323,200	63	382,000	22	416,400	12		
73	269,100		325,200	116	383,400	37	417,400	7		
74	270,500		327,300	73	384,400	26	418,100	4		
75	271,900		329,400	115	385,400	32	418,700	10		
76	273,000		331,600	67	386,400	34	419,400	10		
77	274,000	1	333,300	112	387,300	31	420,100	11		
78	275,200		335,100	67	388,300	34	420,800	6		
79	276,400		337,000	135	389,400	39	421,500	8		
80	277,500		338,700	73	390,400	35	422,200	10		
81	278,600		340,500	104	391,100	26	423,000	4		
82	279,800		342,300	78	392,000	35	423,700	10		
83	281,000		343,800	128	392,900	23	424,400	7		
84	282,100		345,600	90	393,800	28	425,100	12		
85	283,200		346,900	111	394,600	30	425,700	7		
86	284,300		348,500	79	395,400	28	426,200	8		
87	285,400		349,900	134	396,200	30	426,800	11		
88	286,600		351,400	69	397,000	32	427,500	10		
89	287,700		352,700	72	397,600	22	428,200	4		
90	288,800		354,000	60	398,300	24	428,700	9		
91	290,000		355,300	115	399,000	24	429,400	8		
92	291,200		356,700	66	399,700	27	429,900	7		
93	291,900		358,200	102	400,300	17	430,300	4		
94	292,800		359,400	75	401,000	23	430,900	12		
95	293,900		360,700	74	401,700	25	431,500	10		
96	295,100		361,900	74	402,500	21	432,100	6		
97	296,100		362,900	78	403,200	23	432,500	10		
98	297,200		363,900	73	404,000	26	433,100	4		
99	298,100		364,800	89	404,800	24	433,700	6		
100	299,200		365,800	75	405,600	29	434,300	7		
101	300,100		366,700	79	406,100	16	434,700	7		
102	301,200		367,700	65	406,800	21	435,300	9		
103	302,300		368,700	83	407,500	21	435,900	5		
104	303,200		369,600	67	408,200	23	436,500	9		

級 号給	1級 (実習助手等)		2級 (教諭等)		3級 (主幹教諭)		4級 (教頭)		5級 (校長等)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
105	303,800		370,400	81	409,000	18	436,900	10		
106	304,700		371,300	83	409,700	17	437,500	9		
107	305,500		372,200	85	410,400	20	438,100	13		
108	306,300		373,200	66	411,100	11	438,600	9		
109	307,200		374,000	67	411,700	16	439,000	12		
110	307,600		374,900	66	412,200	20	439,600	6		
111	307,900		375,900	76	412,700	15	440,200	6		
112	308,400		376,900	46	413,300	17	440,800	9		
113	309,000		377,500	55	413,800	14	441,200	12		
114	309,400		378,400	55	414,300	18	441,800	7		
115	309,900		379,300	55	414,800	19	442,400	9		
116	310,400		380,100	41	415,300	16	443,000	5		
117	311,000		380,900	51	415,900	16	443,400	7		
118	311,500		381,600	40	416,300	20	444,000	6		
119	311,900		382,400	45	416,800	14	444,600	5		
120	312,400		383,200	56	417,300	17	445,200	7		
121	312,800		383,800	50	417,900	20	445,600	42		
122	313,200		384,600	40	418,400	8				
123	313,700		385,200	35	418,900	21				
124	314,200		385,900	45	419,400	16				
125	314,800		386,500	26	420,000	11				
126	315,100		387,200	33	420,500	14				
127	315,400		387,700	35	421,000	18				
128	315,700		388,300	34	421,400	18				
129	315,900		389,000	39	422,000	9				
130	316,200		389,600	25	422,500	15				
131	316,500		390,100	28	423,000	9				
132	316,800		390,500	25	423,500	15				
133	317,000		390,800	27	424,100	9				
134	317,200		391,400	25	424,600	11				
135	317,400		392,000	31	425,100	7				
136	317,700		392,600	15	425,600	7				
137	317,900		393,100	22	426,200	50				
138	318,100		393,700	18						
139	318,400		394,300	24						
140	318,700		394,900	13						
141	318,900		395,300	23						
142	319,100		395,800	17						
143	319,400		396,300	19						
144	319,600		396,900	20						
145	319,900		397,300	25						
146	320,100		397,900	18						
147	320,400		398,400	23						
148	320,700		399,000	17						
149	320,900		399,400	18						
150	321,100		399,900	15						
151	321,400		400,400	20						
152	321,700		400,800	19						
153	321,900		401,400	29						
154	322,200		401,900	17						
155	322,500		402,400	25						
156	322,700		402,900	16						

級 号給	1級 (実習助手等)		2級 (教諭等)		3級 (主幹教諭)		4級 (教頭)		5級 (校長等)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
157	322,900		403,500	20						
158	323,100		404,000	15						
159	323,400		404,500	18						
160	323,600		405,000	28						
161	323,800		405,600	14						
162	324,100		406,000	20						
163	324,400		406,500	19						
164	324,600		407,000	18						
165	324,800		407,600	17						
166			408,100	11						
167			408,600	11						
168			409,100	10						
169			409,700	13						
170			410,200	6						
171			410,700	11						
172			411,100	9						
173			411,700	9						
174			412,200	9						
175			412,700	5						
176			413,200	8						
177			413,800	6						
178			414,300	4						
179			414,800	9						
180			415,300	13						
181			415,900	12						
182			416,300	4						
183			416,800	4						
184			417,300	5						
185			417,900	18						

(参考)

定年前 再任用 短時間 勤務職員	224,200		259,800		284,300		328,200		400,700	
暫定再任用 職員	224,200		259,800	666	284,300		328,200	26	400,700	142

(その5) 医療職員給料表の級別・号給別給料月額・人員

級 号給	1級 (医師等)		2級 (係長職)		3級 (課長職)		4級 (部長職)		5級 (局長職)	
	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員
全	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
	-	2	-	5	-	9	-	20	-	3
1	212,500		343,900		383,300		412,600		543,800	
2	214,700		347,500		385,900		414,900		546,100	
3	216,900		351,100		388,400		417,200		548,400	
4	219,200		354,600		390,900		419,500		550,700	
5	221,500		358,100		393,400		421,700		552,900	
6	223,800		361,600	1	396,000		424,000		555,000	
7	226,100		365,100		398,600		426,300		557,000	
8	228,400		368,600		401,100		428,600		559,000	
9	230,500		372,100		403,600		430,800		561,000	
10	233,100		375,300		406,100		433,100		563,000	
11	235,700		378,500		408,500		435,300		564,900	1
12	238,300		381,600		410,900		437,500		566,700	
13	241,000		384,700		413,300		439,700		568,600	1
14	243,800		387,100		415,700		442,000	1	570,400	
15	246,700		389,400		418,100		444,200	1	572,200	
16	249,600		391,600		420,400		446,400		574,000	
17	252,600		393,700		422,700		448,600		575,700	
18	255,200		395,900		425,000		450,900		577,300	
19	257,600		398,100	1	427,300		453,100		578,800	
20	259,900		400,200		429,500		455,300		580,200	
21	262,300		402,000		431,700	1	457,500		581,600	
22	265,700		404,200		433,900		459,700		582,900	
23	269,000		406,300	2	436,100	1	461,900		584,200	
24	272,200		408,400		438,300		464,000		585,400	
25	275,400		410,500		440,500		466,100		586,600	
26	278,700		412,600		442,700		468,300		587,900	
27	281,900		414,700	1	444,800	1	470,400		589,100	
28	284,800		416,700		446,900		472,500		590,400	1
29	287,700		418,700		449,000	1	474,600		591,600	
30	290,700		420,800		451,100	1	476,800	1	592,800	
31	293,600		422,900		453,100		478,900		594,000	
32	296,500		424,900		455,100	1	481,000		595,300	
33	299,400		426,900		457,100		483,100		596,500	
34	302,500		428,900		459,200		485,300		597,700	
35	305,600		430,900		461,200		487,400		599,000	
36	308,700		432,900		463,200		489,500		600,200	
37	311,700	1	434,900		465,200		491,500		601,400	
38	314,700		436,900		467,300		493,500		602,600	
39	317,700		438,900		469,300	1	495,500	1	603,800	
40	320,600		440,900		471,300		497,500	1	605,100	
41	323,500		442,800		473,300		499,500		606,300	
42	326,400		444,500		475,300		501,500		607,500	
43	329,200		446,000		477,300	1	503,400	1	608,700	
44	332,000		447,500		479,300		505,300	1	610,000	
45	334,800		449,000		481,200		507,200		611,200	
46	337,500		450,500		483,100		509,000	1	612,400	
47	340,300	1	452,000		485,000		510,800		613,600	
48	343,000		453,400		486,700		512,500		614,800	
49	345,700		454,800		488,300		514,200		616,000	
50	348,400		456,200		489,800		515,600		617,200	
51	351,000		457,600		491,300		517,000		618,400	
52	353,600		458,900		492,800		518,400	1	619,600	

級 号給	1級 (医師等)		2級 (係長職)		3級 (課長職)		4級 (部長職)		5級 (局長職)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
53	356,300		460,200		494,300		519,800		620,900	
54	358,900		460,800		495,200		520,900		622,100	
55	361,500		461,400		496,100		522,000	1	623,300	
56	364,100		462,000		497,000		523,000		624,600	
57	366,400		462,500		497,800		524,000		625,800	
58	368,200				498,600		524,900			
59	369,900				499,400		525,800			
60	371,500				500,200		526,600			
61	372,700				501,000		527,400	1		
62	374,000				501,800		528,100			
63	375,200				502,500		528,800			
64	376,400				503,200		529,400	2		
65	377,600				503,900		530,000			
66	378,800				504,600		530,700			
67	380,000				505,300		531,400			
68	381,100				506,000	1	532,000			
69	382,200				506,700		532,600			
70	382,800				507,400		533,300			
71	383,400				508,100		534,000			
72	383,900				508,800		534,600			
73	384,300				509,400		535,200			
74							535,800			
75							536,400	1		
76							537,000			
77							537,600	6		
(参考)										
定年前 再任用 短時間 勤務職員	296,200		338,600		393,000		466,000		565,900	

第3表 給料表別・年齢別平均給料月額等

(その1) 給料表別・年齢別平均給料月額・人員

給料表 年齢	行政職員		消防職員		教育職員	
	円	人	円	人	円	人
全	317,963	15,465	308,325	3,503	340,796	14,114
18	153,800	20	170,900	5	-	-
19	157,196	25	173,136	14	-	-
20	161,955	38	176,919	36	199,160	1
21	168,896	28	180,900	41	203,320	1
22	182,507	286	190,133	82	220,006	401
23	188,401	384	196,819	110	225,413	460
24	194,160	406	203,743	119	231,799	501
25	200,423	409	211,095	122	238,785	485
26	207,292	416	218,165	135	248,567	436
27	213,593	421	224,540	137	257,862	399
28	223,891	447	232,413	89	266,391	373
29	231,688	416	239,484	82	274,297	401
30	241,639	387	248,470	96	283,133	392
31	247,548	367	257,239	102	290,959	434
32	256,688	427	264,912	105	299,791	393
33	266,142	394	272,293	100	310,124	441
34	274,740	437	285,250	107	319,805	450
35	285,049	449	294,723	98	329,370	427
36	291,047	439	299,989	90	336,546	418
37	303,318	428	312,929	96	346,383	401
38	312,557	404	318,361	76	355,302	439
39	321,347	451	331,637	98	361,470	475
40	332,885	434	344,760	82	367,942	420
41	341,839	443	345,510	96	374,995	364
42	353,172	406	357,059	94	379,152	401
43	361,441	420	369,578	72	385,441	418
44	370,749	420	372,852	52	389,335	419
45	376,372	385	378,909	82	393,890	398
46	382,284	352	382,130	46	397,654	351
47	381,317	409	388,402	54	400,117	336
48	387,741	379	385,431	93	404,296	330
49	392,245	410	384,126	97	408,569	308
50	389,639	463	387,625	79	411,508	329
51	396,285	447	390,818	66	414,035	245
52	395,368	492	391,416	68	417,581	209
53	401,295	460	388,225	53	422,618	195
54	402,369	382	389,713	63	424,194	259
55	401,817	403	389,496	54	426,417	262
56	399,614	319	390,568	72	431,302	265
57	410,432	331	397,617	103	434,204	297
58	413,086	354	397,047	131	435,838	286
59	413,415	271	404,837	104	435,685	293
60以上	311,783	6	415,350	2	445,600	1

(注) 給料月額には、「給料の調整額」、「教職調整額」及び「切替に伴う差額」を含む。(その2)も同じ。

医療職員	
円	人
480,656	39
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
311,700	1
-	-
340,300	1
-	-
361,600	1
402,200	2
-	-
-	-
425,400	2
462,200	2
431,700	1
406,300	1
463,150	2
-	-
499,450	2
473,650	2
-	-
-	-
-	-
493,750	2
498,733	3
-	-
513,700	2
537,600	1
516,700	2
476,800	1
490,367	3
-	-
-	-
551,488	8

(その2) 行政職員給料表の級別・年齢別平均給料月額・人員

級 年 齢	1 級 (職員Ⅰ)		2 級 (職員Ⅱ)		3 級 (職員Ⅲ)		4 級 (係長職)		5 級 (課長補佐職)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
全	202,303	2,914	272,738	4,607	371,972	3,935	367,537	2,242	398,870	573
18	153,800	20	-	-	-	-	-	-	-	-
19	157,196	25	-	-	-	-	-	-	-	-
20	161,955	38	-	-	-	-	-	-	-	-
21	168,896	28	-	-	-	-	-	-	-	-
22	182,507	286	-	-	-	-	-	-	-	-
23	188,401	384	-	-	-	-	-	-	-	-
24	194,160	406	-	-	-	-	-	-	-	-
25	200,423	409	-	-	-	-	-	-	-	-
26	207,292	416	-	-	-	-	-	-	-	-
27	213,593	421	-	-	-	-	-	-	-	-
28	215,113	196	230,746	251	-	-	-	-	-	-
29	218,038	105	235,784	307	-	-	275,650	4	-	-
30	220,494	35	242,180	339	-	-	284,446	13	-	-
31	224,655	20	246,104	325	-	-	289,700	22	-	-
32	238,607	14	254,034	383	-	-	299,003	30	-	-
33	238,145	11	262,074	339	-	-	304,482	44	-	-
34	241,611	9	268,510	365	-	-	315,347	62	-	-
35	258,110	10	276,253	351	-	-	323,102	87	330,900	1
36	244,883	6	282,013	349	311,350	2	332,088	81	356,100	1
37	260,688	8	290,757	310	296,600	1	341,500	106	368,167	3
38	254,680	10	298,996	279	320,000	1	349,394	108	375,317	6
39	273,000	6	305,345	309	-	-	355,696	112	379,158	24
40	269,343	7	309,300	232	349,567	45	362,388	122	383,087	23
41	270,650	8	307,885	152	351,462	143	366,981	113	385,855	20
42	286,240	5	306,940	90	354,740	166	372,682	99	390,055	31
43	285,320	5	306,822	54	358,414	209	372,762	92	391,169	36
44	292,167	3	305,151	37	361,667	203	377,534	100	394,047	34
45	293,425	4	313,161	23	364,294	209	378,165	69	394,781	26
46	275,300	5	309,933	12	365,812	164	380,558	86	398,281	27
47	278,100	3	317,021	14	367,172	209	381,533	98	398,175	28
48	293,600	1	313,133	12	368,858	213	384,872	61	400,690	21
49	-	-	307,757	7	370,941	203	386,033	92	400,871	28
50	293,600	1	317,309	11	373,679	254	388,030	97	402,026	35
51	-	-	316,177	13	376,420	223	390,666	103	403,676	21
52	293,600	2	318,733	9	377,973	267	392,937	101	406,907	43
53	293,600	1	319,357	7	379,923	264	394,818	68	408,156	32
54	292,950	2	306,200	1	380,765	215	395,490	62	408,084	25
55	-	-	328,825	8	381,083	240	396,236	50	409,463	27
56	293,600	1	319,683	6	381,474	195	396,177	48	408,871	17
57	293,600	1	316,000	2	382,732	182	398,211	35	408,300	22
58	293,600	1	333,100	1	382,734	185	397,530	46	409,700	25
59	-	-	316,425	4	382,254	142	397,842	31	409,671	17
60以上	293,600	1	315,420	5	-	-	-	-	-	-

6 級 (課長職)		7 級 (部長職)		8 級 (局区長職)	
円	人	円	人	円	人
451,733	930	502,548	217	549,879	47
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
329,500	1	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
415,300	5	-	-	-	-
424,717	6	477,700	1	-	-
430,527	15	-	-	-	-
438,558	24	-	-	-	-
441,347	43	-	-	-	-
445,035	54	-	-	-	-
446,484	56	495,150	2	-	-
445,754	57	-	-	-	-
450,497	61	496,400	10	-	-
451,583	69	496,955	11	-	-
453,878	54	498,664	11	-	-
454,852	71	502,227	15	543,800	1
456,668	50	504,500	19	543,800	1
459,221	57	504,640	30	543,800	1
458,672	60	507,867	15	543,800	2
457,420	56	502,850	16	552,217	6
454,965	31	501,847	15	546,483	6
457,774	62	503,353	19	550,588	8
456,816	57	504,452	27	551,042	12
454,649	41	501,377	26	551,590	10
-	-	-	-	-	-

第4表 扶養手当の支給状況

受給職員数	非受給職員数	計	1人当たり 平均手当額
11,642 (35.1)	21,479 (64.9)	33,121 (100.0)	7,045 円

(注) () 内の数字は、調査対象職員数を100とした場合の割合である。

扶 養 親 族 数						計
配偶者		子		父母等		
部長級	課長級以下	配偶者が いない場合 の1人目	左記以外	部長級	課長級以下	
3,500円	6,500円	11,500円	10,000円	3,500円	6,500円	
74 (0.3)	4,173 (18.4)	387 (1.7)	17,816 (78.3)	4 (0.0)	285 (1.3)	22,739 (100.0)

(注) 1 本表でいう扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。

2 () 内の数字は、扶養親族数の合計を100とした場合の割合である。

第5表 住居手当の支給状況

区 分	該 当 職 員 数
受 給 職 員	6,969 (21.0)
非 受 給 職 員	26,152 (79.0)
計	33,121 (100.0)

1人当たり平均手当額	4,124 円
------------	---------

(注) () 内の数字は、調査対象職員数を100とした場合の割合である。

第6表 管理職手当の支給状況

区 分	該 当 職 員 数	1 人 当 たり 平 均 支 給 額
	人 (%)	円
局 区 長 級	50 (2.4)	133,480
部 長 級	262 (12.3)	91,324
課 長 級	947 (44.5)	52,155
校 長	360 (16.9)	56,608
校 長 代 理	3 (0.1)	51,000
教 頭	505 (23.7)	40,024
受 給 職 員 計	2,127 (100.0)	56,764

- (注) 1 () 内の数字は、受給職員計を100とした場合の割合である。
 2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない。

第2部 民間給与の実態

職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的及び時期

この調査は、本市職員の給与を検討するため、令和5年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

本委員会、人事院並びに都道府県、指定都市及び特別区等の各人事委員会

3 調査の範囲

(1) 対象事業所

企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の市内民間事業所 1,467事業所

(2) 対象職種

76職種（うち、初任給関係職種18職種）

事務・技術（支店長、工場長、部長、課長、係長、係員等）、医療教育関係職種等

(3) 従業員数（母集団の推定数）

116,448人

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

前記3(1)の事業所を産業、企業規模、本店・支店の別により16層に分類し、これらの層から291事業所を無作為に抽出した。

(2) 従業員の抽出

初任給関係職種以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を実施した。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(3) 調査実人員

12,991人（うち、初任給関係職種966人）

5 集計方法

総計及び平均の算出に際しては、母集団に還元して行った。

第7表 産業別・企業規模別抽出事業所数

産 業	企業規模	計	50人～	100人～	200人～	300人～	500人～	1,000人～	3,000人
			99人	199人	299人	499人	999人	2,999人	以上
産 業 計		291	35	26	19	46	44	54	67
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業		20	4	1	2	1	2	6	4
製 造 業		67	8	6	2	15	14	7	15
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業		87	15	9	11	13	8	18	13
卸 売 業 、 小 売 業		34	1	2	2	6	5	8	10
金 融 業 、 保 険 業 、 不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業		13	0	1	0	0	1	4	7
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業		70	7	7	2	11	14	11	18

(注) 上記のうち、調査不能の事業所が88あった。

第8表 企業規模別・職種別・学歴別給与月額等

(その1) 公民給与比較の職種

1 全規模

調査実人員計

11,374 人

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平均給与月額			備 考	
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職	支 店 長	32	52.76	722,586	92	722,494	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	22	52.15	739,826	2	739,824	
	短 大 卒	2	52.78	659,983	0	659,983	
	高 校 卒	8	54.61	688,454	390	688,064	
事 務 ・ 技 術 関 係 職	工 場 長	5	54.18	659,958	1,434	658,523	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	2	56.58	803,930	0	803,930	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	3	52.69	570,423	2,327	568,096	
事 務 ・ 技 術 関 係 職	事 務 部 長	417	52.30	662,983	998	661,986	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	325	52.03	680,355	1,209	679,146	
	短 大 卒	29	52.82	614,548	587	613,960	
	高 校 卒	62	53.44	593,324	62	593,262	
事 務 ・ 技 術 関 係 職	技 術 部 長	309	52.04	685,955	4,784	681,170	同 上
	大 学 卒	237	51.42	701,392	3,081	698,311	
	短 大 卒	32	53.56	621,139	12,720	608,419	
	高 校 卒	39	54.42	643,447	8,425	635,022	
事 務 ・ 技 術 関 係 職	事 務 部 次 長	105	50.87	578,803	1,296	577,507	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)
	大 学 卒	73	50.16	588,225	1,536	586,689	
	短 大 卒	18	53.05	591,032	539	590,493	
	高 校 卒	14	51.78	520,054	1,013	519,041	
事 務 ・ 技 術 関 係 職	技 術 部 次 長	54	50.20	602,986	5,934	597,052	同 上
	大 学 卒	38	49.63	620,725	28	620,697	
	短 大 卒	9	50.00	553,830	1,486	552,344	
	高 校 卒	7	53.60	577,070	45,024	532,046	
事 務 ・ 技 術 関 係 職	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平均 給 与 月 額			備 考	
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務	事 務 課 長	883	49.42	573,502	9,764	563,739	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	641	48.74	587,392	9,463	577,930	
	短 大 卒	66	51.28	543,152	11,147	532,006	
	高 校 卒	175	51.41	531,468	10,457	521,011	
技 術	中 学 卒	X	X	X	X	X	同 上
	技 術 課 長	866	50.40	607,700	10,029	597,671	
	大 学 卒	648	49.98	620,271	10,010	610,261	
	短 大 卒	87	51.57	545,006	3,928	541,078	
技 術	高 校 卒	131	51.91	580,753	13,995	566,758	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 課 長 代 理	406	48.14	514,442	52,416	462,026	
	大 学 卒	308	47.09	520,056	56,215	463,841	
関 係	短 大 卒	32	51.34	504,169	41,368	462,801	同 上
	高 校 卒	64	51.54	494,517	40,842	453,674	
	中 学 卒	2	49.00	429,754	0	429,754	
	技 術 課 長 代 理	288	49.95	532,805	99,819	432,986	
係 職	大 学 卒	193	49.39	538,661	96,515	442,146	係の長及び係長級専門職
	短 大 卒	29	47.73	505,615	82,412	423,204	
	高 校 卒	64	51.14	530,652	108,304	422,348	
	中 学 卒	2	56.00	490,976	120,426	370,550	
種	事 務 係 長	692	47.31	496,995	65,247	431,748	同 上
	大 学 卒	405	45.65	493,455	61,159	432,296	
	短 大 卒	97	48.61	498,669	72,719	425,950	
	高 校 卒	185	49.96	505,512	68,114	437,398	
種	中 学 卒	5	42.16	406,451	105,988	300,463	同 上
	技 術 係 長	680	47.23	535,932	90,282	445,650	
	大 学 卒	461	45.80	536,063	89,659	446,404	
	短 大 卒	60	49.38	495,599	94,477	401,121	
種	高 校 卒	158	51.46	552,345	91,005	461,341	同 上
	中 学 卒	X	X	X	X	X	

職 種 名	調 査 実 人 員	平均年齢	平均給与月額			備 考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A) - (B)		
							円
事務主任	人	歳				係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	
	714	42.68	436,780	56,979	379,802		
	大学卒	492	40.60	446,412	62,759		383,653
	短大卒	84	46.02	424,974	41,942		383,032
技術主任	138	47.95	410,248	45,851	364,397	同上	
	中学卒	-	-	-	-		-
	795	45.47	455,174	77,157	378,017		
	大学卒	500	43.83	463,987	82,689		381,298
事務係員	97	46.82	406,572	64,363	342,209	同上	
	高校卒	195	49.46	453,822	68,079		385,744
	中学卒	3	51.24	455,269	27,777		427,492
	2,418	36.80	351,654	42,599	309,055		
技術係員	1,598	33.54	352,635	46,058	306,577	同上	
	短大卒	307	40.55	335,530	35,080		300,451
	高校卒	506	44.34	358,751	36,603		322,149
	中学卒	7	37.29	335,550	56,645		278,906
事務係員	2,710	35.00	360,247	59,001	301,246	同上	
	大学卒	1,876	33.56	365,138	61,218		303,920
	短大卒	327	37.69	355,995	59,203		296,792
	高校卒	501	39.02	342,958	49,746		293,212
技術係員	6	45.65	349,040	41,596	307,444	同上	
	中学卒						

- (注) 1 きまって支給する給与は、令和5年4月に支払われた給与総額（通勤手当を除く。）をいう。
2 きまって支給する給与及びうち時間外手当は、小数点以下の端数があるため、その差と(A) - (B)は一致しない場合がある。
3 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の上に位置付けられている者をいう。
4 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の上に位置付けられている者をいう。
5 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の上に位置付けられている者をいう。
6 「X」は、調査実人員が1人の場合である。
7 上記1から6までは、第8表において全て同じ。

2 規模500人以上（企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上）

調査実人員計 8,962 人

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平均給与月額			備 考	
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 種	支 店 長	27	53.26	753,950	107	753,843	構成員50人以上の支店（社）の 長（取締役兼任者を除く。）
	大学卒	19	52.36	759,088	2	759,086	
	短大卒	2	52.78	659,983	0	659,983	
	高校卒	6	56.61	771,653	518	771,135	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	5	54.18	659,958	1,434	658,523	構成員50人以上の工場の長（取 締役兼任者を除く。）
	大学卒	2	56.58	803,930	0	803,930	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	3	52.69	570,423	2,327	568,096	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事 務 部 長	339	52.57	685,405	356	685,048	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 （取締役兼任者を除く。）
	大学卒	267	52.45	701,920	419	701,501	
短大卒	22	52.16	649,087	190	648,898		
高校卒	50	53.39	609,926	80	609,845		
中学卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 長	247	52.01	707,926	1,147	706,779	同 上	
大学卒	201	51.52	713,996	1,118	712,877		
短大卒	18	54.12	664,065	96	663,969		
高校卒	27	54.22	684,401	2,094	682,307		
中学卒	X	X	X	X	X		
事 務 部 次 長	79	51.14	596,625	1,526	595,099	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職（部長一課長間）	
大学卒	56	50.07	608,711	1,991	606,719		
短大卒	14	53.59	592,312	680	591,633		
高校卒	9	53.83	528,647	0	528,647		
中学卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 次 長	30	50.96	619,170	677	618,493	同 上	
大学卒	22	51.39	642,192	0	642,192		
短大卒	6	49.04	553,479	2,403	551,075		
高校卒	2	53.01	598,362	1,996	596,366		
中学卒	-	-	-	-	-		
事 務 課 長	673	49.31	586,326	10,532	575,794	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職	
大学卒	494	48.58	597,919	9,168	588,751		
短大卒	44	50.85	570,578	17,746	552,832		
高校卒	134	51.72	546,772	13,671	533,101		
中学卒	X	X	X	X	X		
技 術 課 長	691	50.82	622,574	10,803	611,771	同 上	
大学卒	529	50.43	631,890	10,643	621,247		
短大卒	55	52.21	574,127	5,982	568,145		
高校卒	107	52.19	596,768	14,064	582,704		
中学卒	-	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平均給与月額			備 考	
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	351	48.77	509,207	47,204	462,003	前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する 者 職能資格等が上記課長代理と同等と 認められる課長代理及び課長代理級 専門職 中間職（課長一係長間） 同 上 係の長及び係長級専門職 同 上 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任 のうち、課長代理以上に直属し、部 下を有する者 係長等のいない事業所において、職 能資格等が上記主任と同等と認めら れる主任 中間職（係長一係員間） 同 上
	大学卒	263	47.67	511,803	48,016	463,787	
	短大卒	30	51.97	504,896	44,112	460,784	
	高校卒	58	51.91	500,149	45,248	454,901	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	231	50.35	529,548	100,126	429,422	
	大学卒	155	49.76	530,722	94,107	436,615	
	短大卒	15	49.70	534,884	93,463	441,421	
	高校卒	59	51.07	528,695	108,903	419,793	
	中学卒	2	56.00	490,976	120,426	370,550	
	事務係長	623	47.48	503,777	67,143	436,634	
	大学卒	364	45.78	500,730	62,554	438,176	
	短大卒	84	48.80	509,647	77,030	432,617	
	高校卒	170	50.14	509,603	69,677	439,926	
	中学卒	5	42.16	406,451	105,988	300,463	
	技術係長	578	47.54	547,210	92,508	454,702	
	大学卒	405	46.23	545,215	90,699	454,516	
	短大卒	40	50.08	506,685	98,457	408,228	
	高校卒	132	51.53	569,306	97,504	471,803	
	中学卒	X	X	X	X	X	
事務主任	576	43.13	449,033	60,113	388,920		
大学卒	408	40.99	457,714	66,072	391,642		
短大卒	71	46.25	423,971	42,222	381,749		
高校卒	97	49.53	431,784	48,754	383,030		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術主任	615	46.42	470,987	83,362	387,624		
大学卒	402	44.96	476,192	87,490	388,702		
短大卒	51	46.86	435,185	77,865	357,320		
高校卒	161	50.40	467,215	73,551	393,664		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務係員	1,895	37.43	354,897	41,684	313,213		
大学卒	1,228	33.44	353,500	45,373	308,127		
短大卒	233	42.51	344,600	33,197	311,403		
高校卒	430	45.27	364,235	36,267	327,968		
中学卒	4	42.77	339,155	60,039	279,117		
技術係員	2,002	35.09	362,151	60,810	301,341		
大学卒	1,363	33.54	367,090	63,056	304,035		
短大卒	233	36.85	355,266	62,163	293,104		
高校卒	402	39.58	348,238	51,709	296,530		
中学卒	4	53.90	389,307	58,154	331,153		

3 規模500人未満（企業規模50人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上）

調査実人員計

2,412 人

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平 均 給 与 月 額			備 考
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
	人	歳	円	円	円	
支 店 長	5	49.80	535,484	0	535,484	構成員50人以上の支店（社）の 長（取締役兼任者を除く。）
大学卒	3	50.67	602,267	0	602,267	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	2	48.50	435,309	0	435,309	
中学卒	-	-	-	-	-	
工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長（取 締役兼任者を除く。）
大学卒	-	-	-	-	-	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	-	-	-	-	-	
中学卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 長	78	51.41	586,812	3,178	583,635	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 （取締役兼任者を除く。）
大学卒	58	50.54	602,765	4,051	598,715	
短大卒	7	54.26	538,379	1,465	536,915	
高校卒	12	53.61	537,672	0	537,672	
中学卒	X	X	X	X	X	
技 術 部 長	62	52.14	611,322	17,139	594,184	同 上
大学卒	36	50.94	641,117	12,464	628,652	
短大卒	14	53.01	578,143	25,364	552,779	
高校卒	12	54.81	560,793	21,202	539,592	
中学卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 次 長	26	50.21	534,260	723	533,536	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職（部長－課長間）
大学卒	17	50.41	533,431	319	533,113	
短大卒	4	51.00	586,118	0	586,118	
高校卒	5	49.18	509,135	2,299	506,836	
中学卒	-	-	-	-	-	
技 術 部 次 長	24	49.43	586,814	11,187	575,627	同 上
大学卒	16	47.80	598,273	57	598,216	
短大卒	3	51.55	554,398	0	554,398	
高校卒	5	53.81	569,449	60,424	509,025	
中学卒	-	-	-	-	-	
事 務 課 長	210	49.75	535,257	7,472	527,785	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職
大学卒	147	49.23	554,284	10,391	543,893	
短大卒	22	52.00	497,583	182	497,401	
高校卒	41	50.44	483,968	482	483,486	
中学卒	-	-	-	-	-	
技 術 課 長	175	48.49	538,576	6,432	532,144	同 上
大学卒	119	47.60	558,669	6,654	552,015	
短大卒	32	50.36	489,820	37	489,783	
高校卒	24	50.51	501,437	13,652	487,786	
中学卒	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平 均 給 与 月 額			備 考	
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	55	44.85	541,664	79,520	462,144	前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する 者 職能資格等が上記課長代理と同等と 認められる課長代理及び課長代理級 専門職 中間職（課長一係長間） 同 上 係の長及び係長級専門職 同 上 同 上 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任 のうち、課長代理以上に直属し、部 下を有する者 係長等のいない事業所において、職 能資格等が上記主任と同等と認めら れる主任 中間職（係長一係員間） 同 上
	大学卒	45	44.43	557,611	93,524	464,086	
	短大卒	2	43.39	494,885	6,339	488,546	
	高校卒	6	48.16	442,306	0	442,306	
	中学卒	2	49.00	429,754	0	429,754	
	技術課長代理	57	47.28	554,660	97,757	456,902	
	大学卒	38	47.39	581,857	109,617	472,240	
	短大卒	14	44.93	463,811	66,627	397,184	
	高校卒	5	53.30	592,552	89,362	503,190	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	69	45.49	422,217	44,339	377,878	
	大学卒	41	44.39	420,163	47,109	373,054	
	短大卒	13	46.89	398,629	33,432	365,197	
	高校卒	15	47.34	445,829	45,305	400,523	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術係長	102	44.81	446,943	72,718	374,225	
	大学卒	56	41.49	444,105	79,212	364,893	
	短大卒	20	47.36	463,439	82,933	380,506	
	高校卒	26	50.97	440,407	48,113	392,294	
	中学卒	-	-	-	-	-	
事務主任	138	40.84	385,735	43,921	341,815		
大学卒	84	38.76	392,710	47,016	345,694		
短大卒	13	44.87	430,137	40,503	389,635		
高校卒	41	43.91	355,161	38,425	316,735		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術主任	180	41.55	390,062	51,606	338,456		
大学卒	98	38.17	402,331	58,437	343,893		
短大卒	46	46.77	373,027	48,533	324,494		
高校卒	34	43.96	375,020	35,879	339,141		
中学卒	2	50.79	416,056	14,629	401,427		
事務係員	523	34.32	338,856	46,213	292,643		
大学卒	370	33.86	349,629	48,442	301,187		
短大卒	74	34.01	305,187	41,378	263,809		
高校卒	76	37.46	318,109	39,091	279,018		
中学卒	3	29.17	330,208	51,615	278,593		
技術係員	708	34.70	353,656	52,739	300,917		
大学卒	513	33.64	359,049	55,487	303,562		
短大卒	94	40.47	358,413	49,386	309,028		
高校卒	99	35.58	310,220	37,576	272,645		
中学卒	2	32.25	283,647	14,705	268,942		

(その2) その他の職種

全規模

調査実人員計

651 人

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平 均 給 与 月 額			備 考	
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
	人	歳	円	円	円		
研究 関係 職種	研 究 所 長	X	X	X	X	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)	
	研 究 部 (課) 長	37	51.13	742,288	44,450	697,837	2室(係)以上又は構成員7 人以上の部(課)の長
	研 究 室 (係) 長	9	45.00	646,868	3,871	642,997	構成員3人以上の室(係)の長
	主 任 研 究 員	82	45.45	588,680	52,613	536,068	下記研究員より上位の者(研 究所長の職名を有する者、上 記研究部(課)長及び研究室 (係)長を除く。)
	研 究 員	66	31.82	395,880	76,091	319,789	
	研 究 補 助 員	-	-	-	-	-	
技 能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	-	-	-	-	-	見習、外国語の電話交換手 を除く。
	自家用乗用自動車運転手	-	-	-	-	-	業務委託契約等に基づき、他 の事業所において業務に従事 している者を除く。
	守 衛	11	50.27	399,595	75,331	324,265	
	用 務 員	-	-	-	-	-	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	X	X	X	X	X	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長	X	X	X	X	X	上記病院長に事故等のあると きの職務代行者
	医 科 長	32	49.25	1,284,935	445,709	839,227	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	24	36.20	954,717	270,184	684,533	
	歯 科 医 師	-	-	-	-	-	
	薬 局 長	2	45.00	510,588	13,907	496,681	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	25	34.89	425,504	78,162	347,342	
	診 療 放 射 線 技 師	24	38.59	435,188	70,835	364,353	
	臨 床 検 査 技 師	27	37.25	364,235	36,648	327,587	
	栄 養 士	16	31.74	337,449	25,090	312,359	
	理 学 療 法 士	30	30.11	328,907	37,625	291,283	
	作 業 療 法 士	21	31.46	296,742	24,741	272,001	
	総 看 護 師 長	6	52.83	637,806	5,212	632,594	部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	20	49.72	535,196	15,625	519,571	部下に看護師又は准看護師 5人以上
看 護 師	79	39.22	440,189	69,590	370,599		
准 看 護 師	5	46.60	304,221	23,486	280,736		
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	11	59.09	848,100	0	848,100	
	大 学 教 授	34	56.68	716,582	0	716,582	
	大 学 准 教 授	27	47.37	615,952	0	615,952	
	大 学 講 師	-	-	-	-	-	
	大 学 助 教	11	42.64	513,636	0	513,636	
	高 等 学 校 校 長	X	X	X	X	X	
	高 等 学 校 教 頭	3	54.33	643,967	0	643,967	
高 等 学 校 教 諭	45	43.58	531,451	63,854	467,598		

第9表 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期 (A1)	391,649 円
	上半期 (A2)	392,412 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	858,660 円
	上半期 (B2)	916,194 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.19 月分
	上半期 (B2/A2)	2.33 月分
年 間 の 合 計		4.52 月分

- (注) 1 下半期とは令和4年8月から令和5年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。
 2 本市の期末・勤勉手当の年間の支給月数は、条例により現行4.40月と定められている。
 3 特別給の支給割合は、小数点以下第3位を四捨五入している。

第10表 民間における冬季賞与の配分状況

(単位：%)

課 長 級		係 員	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
46.4	53.6	50.1	49.9

- (注) 1 一定率(額)分とは、在職期間に応じて一律に支給されるものをいう。
 2 考課査定分とは、勤務実績に応じて支給されるものをいう。
 3 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入している。

第11表 職種別・学歴別初任給

職 種	学 歴	全 規 模	
新卒事務員 新卒技術者	計	大 学 卒	219,128 円
		短 大 卒	196,043 円
		高 校 卒	183,067 円
	新卒事務員	大 学 卒	217,620 円
		短 大 卒	195,605 円
		高 校 卒	183,885 円
	新卒技術者	大 学 卒	221,411 円
		短 大 卒	196,557 円
		高 校 卒	182,037 円

< 参 考 >

本市職員の初任給 (一般行政職)	大 学 卒	212,396 円
	短 大 卒	191,052 円
	高 校 卒	178,408 円

(注) 本市職員の初任給は、地域手当を含めたものである。

第12表 民間における扶養（家族）手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	12,533 円
配偶者と子1人	17,942 円 (5,409 円)
配偶者と子2人	24,898 円 (6,956 円)

(注) 1 支給月額は、扶養家族の構成ごとに、その手当を支給している事業所の平均額である。
 2 () 内の金額は、支給月額のうち、子が1人増えることにより増加する額である。

< 参 考 >

本市職員の扶養手当

扶養家族の構成		支給月額
配偶者	局区長級	0 円
	部長級	3,500 円
	課長級以下	6,500 円
配偶者と子1人	局区長級	10,000 円 (10,000 円)
	部長級	13,500 円 (10,000 円)
	課長級以下	16,500 円 (10,000 円)
配偶者と子2人	局区長級	20,000 円 (10,000 円)
	部長級	23,500 円 (10,000 円)
	課長級以下	26,500 円 (10,000 円)

(注) () 内の金額は、支給月額のうち、子が1人増えることにより増加する額である。

第13表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項目			
	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ 慣行なし
係員	49.7	3.4	0.5	46.3
課長級	37.6	7.4	0.0	55.1

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が一致しない。

第14表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
			増額	減額	変化なし			
係員		89.3	88.7	37.8	2.6	48.4	0.6	10.7
課長級		79.1	78.5	31.3	1.8	45.4	0.6	20.9

(注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
 2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が一致しない。

第15表 民間における在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

(単位：%)

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当		在宅勤務を 実施していない
	を支給する	を支給しない	
61.7	(36.9)	(63.1)	38.3

- (注) 1 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入している。
2 ()内は、在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

第16表 対応級表

職 種 名		対 応 級	
		企 業 規 模 500 人 以 上	企 業 規 模 500 人 未 満
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長 ・ 工 場 長	行 政 職 8 級	行 政 職 7 級
	事 務 ・ 技 術 部 長	” 7 級	” 6 級
	事 務 ・ 技 術 部 次 長	” 6 級	
	事 務 ・ 技 術 課 長		” 5 級
	事 務 ・ 技 術 課 長 代 理	” 5 級	” 4 級
	事 務 ・ 技 術 係 長	” 4 級	” 3、2 級
	事 務 ・ 技 術 主 任	” 3、2 級	” 1 級
	事 務 ・ 技 術 係 員	” 1 級	

(参 考)

ラスパイレス方式による比較とは？

本市職員の給与と、民間企業の従業員の給与を比較する方法については、職員側の人員構成を基準として比較する、「ラスパイレス方式」と呼ばれる統計学上の手法を採用しています。

通常公表されている民間賃金の調査の結果は、単純な平均値であり、給与決定要素である職種、役職段階、年齢などが考慮されていません。例えば、若手社員の割合の高い会社の平均給与と、高齢社員の割合が高い会社の平均給与を比較して、どちらの会社が給与水準が高いと単純に言うことができないように、単純な平均値により給与水準の比較を行うことは適当ではありません。

「ラスパイレス方式」では、個々の市職員に対し、役職段階や年齢等の給与決定要素を同じくする民間の従業員の平均給与額を支給したとした場合の給与総額と、現に市職員に支払っている給与総額とを算出した上で、一人当たりどの程度の差があるかを算出します。

具体的には、下表のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の市職員の平均給与(B)と、これと条件を同じくする民間の平均給与(C)のそれぞれに職員数(A)を乗じて(D)、(E)を算出し、その総計である(D')、(E')を職員数の合計で除した値を比較します。

なお、この比較方法は、国及び他の政令市等でも採用しています。

<算定例>

(単位:人、千円)

区分	市役所		民間	職員給与計	民間給与計
	職員数(A)	平均給与(B)	平均給与(C)	A×B(D)	A×C(E)
大卒	22・23歳	100	200	20,000	20,500
	24・25歳	150	210	31,500	32,250
	∪	∪	∪	∪	∪
高卒	18・19歳	80	160	12,800	12,800
	20・21歳	100	170	18,000	17,000
	∪	∪	∪	∪	∪
係員計	800		190,000	200,000	
係長計	300		102,000	105,000	
局区長計	50		35,000	38,000	
役職別合計	2,000		860,000(D')	861,000(E')	

職員給与の平均 : 860,000千円 ÷ 2,000人 = 430,000円

民間給与の平均 : 861,000千円 ÷ 2,000人 = 430,500円

この例では、職員給与が民間給与を500円下回っていることとなります。

第3部 労働経済の動向

第17表 労働経済指標

項目			年度・年月		令和4				
			令和3年度	令和4年度	4月	5月	6月	7月	
生計費	消費支出 (総務省) [家計調査2人以上の世帯のうち勤労者世帯]	①全国	金額	※1 千円 309.5	※1 千円 320.6	344.1	315.0	300.5	317.6
			前年比 前年同月比	※1 % 1.2	※1 % 3.6	1.6	△ 0.9	6.9	4.9
	②横浜市	金額	※1 千円 325.8	※1 千円 330.7	368.3	326.8	316.7	300.5	
		前年比 前年同月比	※1 % 0.5	※1 % 1.5	△ 6.1	4.7	7.9	△ 16.9	
物価	消費者物価指数 (総務省)	③全国	前年度比 前年同月比	% 0.1	% 3.2	2.5	2.5	2.4	2.6
		④横浜市	前年度比 前年同月比	% 0.1	% 3.0	2.5	2.3	2.1	2.4
	⑤国内企業物価指数 (日本銀行)		前年度比 前年同月比	% 7.1	% 9.3	9.9	9.4	9.6	9.3
賃金・労働時間 (厚生労働省) [毎月勤労統計調査]	⑥全国 [調査産業計]	きまって支給 する給与	金額	千円 298.2	千円 304.5	307.9	301.2	304.0	303.7
			前年度比 前年同月比	% 1.7	% 2.1	2.5	2.2	2.3	2.0
	うち 所定内給与	金額	千円 274.4	千円 279.6	281.9	277.2	280.0	279.1	
		前年度比 前年同月比	% 1.1	% 1.9	2.2	1.9	2.1	1.9	
	⑦神奈川県 [調査産業計]	きまって支給 する給与	金額	※1 千円 299.2	※1 千円 294.8	301.4	291.6	295.8	293.0
			前年比 前年同月比	※1 % △ 0.3	※1 % △ 1.5	△ 1.4	△ 3.7	△ 1.8	△ 2.2
	うち 所定内給与	金額	※1 千円 276.9	※1 千円 272.1	277.1	271.3	273.9	269.8	
		前年比 前年同月比	※1 % △ 0.3	※1 % △ 1.7	△ 1.9	△ 3.4	△ 2.0	△ 2.5	
	⑧総実労働時間数 [調査産業計]	うち 所定外労働時間数	時間数	時間 142.5	時間 143.5	149.0	137.6	149.6	147.0
			時間数	時間 11.7	時間 12.2	12.9	11.7	12.1	12.1
雇用・生産	⑨常用雇用指数 (厚生労働省)		前年度比 前年同月比	% △ 0.4	% △ 0.3	△ 1.1	△ 0.9	△ 0.6	△ 0.6
	⑩有効求人倍率 (厚生労働省)			倍 1.16	倍 1.31	1.24	1.25	1.27	1.28
	⑪実質国内総生産 (内閣府)		前年度比 前期比	% 2.7	% 1.4	1.3			

(注) 1 ⑥、⑦、⑧、⑨は、事業所規模30人以上(パート・アルバイトを含む。)の数値である。
 2 ③、④、⑤、⑥、⑦、⑨は、令和2年基準の数値である。
 3 ⑪は、平成27年連鎖価格である。
 4 ※1欄は、暦年の数値である。
 5 数値は、令和5年9月26日時点のものである。

年					令和5年			
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
322.4	314.0	328.7	308.1	353.8	331.1	298.7	340.0	334.2
9.6	6.2	5.1	1.3	2.8	5.3	4.7	△ 1.1	△ 2.9
323.6	366.5	325.0	284.2	410.1	306.7	329.0	413.0	377.7
11.3	△ 12.9	7.9	△ 9.0	13.0	△ 2.2	18.0	16.5	2.6
3.0	3.0	3.7	3.8	4.0	4.3	3.3	3.2	3.5
2.7	2.6	3.5	3.6	3.7	3.9	3.2	3.1	3.3
9.6	10.3	9.7	9.9	10.6	9.6	8.3	7.4	5.9
301.9	304.0	305.3	305.7	305.9	303.9	303.5	306.8	310.9
2.3	2.6	2.3	2.6	2.5	1.7	1.4	1.0	1.0
277.7	279.7	279.9	280.0	280.1	279.5	279.1	281.6	285.1
2.2	2.2	1.8	2.2	2.3	1.7	1.5	1.0	1.2
294.8	295.9	295.0	296.1	298.3	304.1	303.0	305.4	312.9
△ 0.7	0.0	△ 1.9	△ 0.6	△ 0.1	4.9	4.3	3.4	3.8
272.6	273.6	271.4	272.1	274.2	279.4	278.6	280.1	286.8
△ 1.0	△ 0.3	△ 2.4	△ 1.0	△ 0.5	4.0	3.8	2.7	3.5
139.1	144.0	144.5	146.0	144.2	135.7	139.7	145.8	148.3
11.3	12.2	12.6	12.6	12.6	11.8	12.0	12.5	12.6
△ 0.5	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.3	0.6	0.6	0.6	0.7
1.31	1.32	1.34	1.35	1.36	1.35	1.34	1.32	1.32
△ 0.3		0.1			0.8			

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA